【資料１】

伊賀市障がい者福祉計画
（第５次伊賀市障がい者福祉計画）中間案

令和＊年＊月

＊　　＊　　＊

目　　次

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

伊賀市の人口は82,685人（男性40,753人、女性41,932人）、世帯数は40,502世帯となっています（※令和８年３月31日現在、市ホームページより）。また、伊賀市の障がいのある人の状況は、身体障害者手帳所持者が3,719人、療育手帳所持者が1,043人、精神障害者保健福祉手帳所持者が945人（※手帳所持者数はいずれも令和８年度版『伊賀市統計書』より数値）となっています。

伊賀市においては、全人口の約７％にあたる障がいのある人が地域社会の一員として生活されています。伊賀市では、これだけ多くの市民一人ひとりが、互いの個性と人格を尊重し合い、住み慣れたこの伊賀市で自分らしく、いきいきと安心して暮らし続けていくことのできるまちの実現を望んでいます。

最新の「障害者白書」によると、全国的に障がいのある人の状況やニーズは多様化しており、特別支援教育の充実、就労・就業状況の多様化への対応、スポーツ・文化芸術活動を通じた社会参加、そして地域社会への移行の促進が重要視されています。

さらに、国の新たな「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」においては、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進が求められています。具体的には、医療・福祉等の関係機関が連携した包括的な支援体制の構築、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、医療的ケア児等とその家族に対する伴走的な相談支援体制の充実が急務とされています。加えて、複雑化するニーズに応えるため、障害福祉人材の確保と定着、およびケアの充実のための生産性向上といった視点も新たに示されています。

このような現状と最新の動向を踏まえ、伊賀市の障がい施策を全体的に見直し、中長期的な視点に立って総合的かつ計画的に推進していくため、本計画を策定するものです。

２　計画策定の目的

本計画は、制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、市民のだれもが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら、主体的に生きる力を身につけ、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるように支援するため、「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」の推進を目的としています。

障がいのある人が市民の一員として参加し、個性と能力を発揮し住み慣れたまちで、いつまでも安心して、共に助けあって暮らせるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援をする取り組みを進めていくための基本方針として策定します。

3　計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画で、伊賀市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。障害者総合支援法（第88条）に基づいて策定する「伊賀市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定し、推進していくものとします。

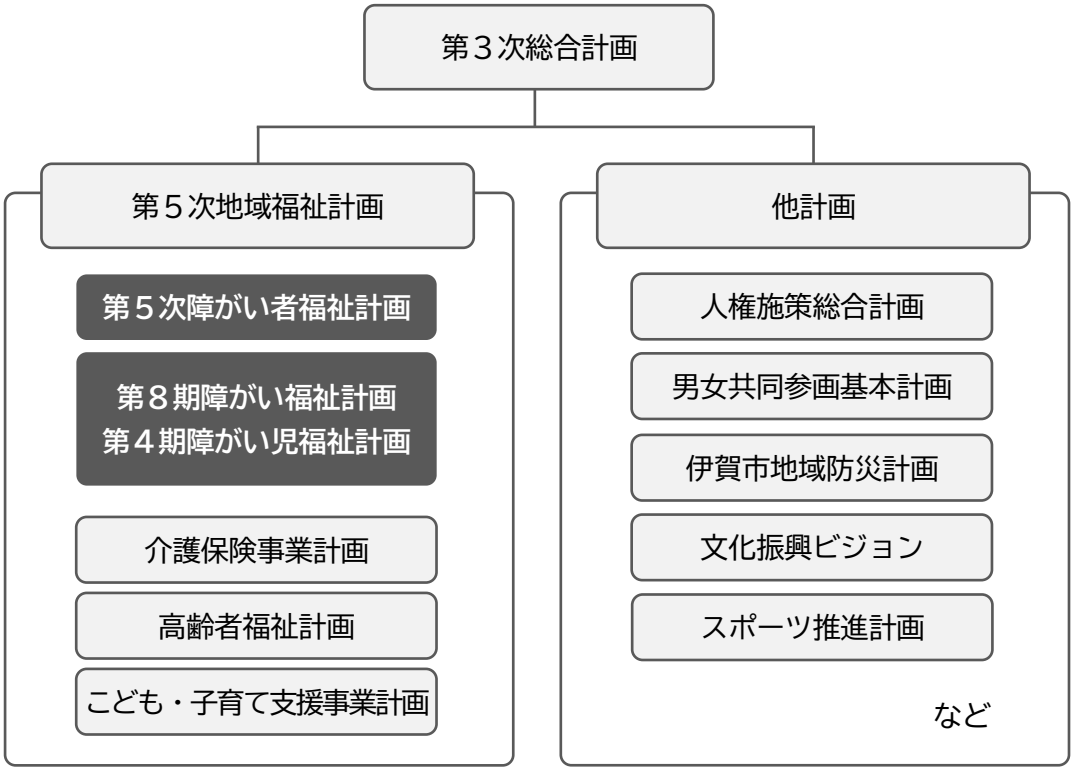

4　計画期間

第５次伊賀市障がい者福祉計画の期間は令和９年度から令和14年度までの６カ年とします。また、障がい福祉計画（第８期）及び障がい児福祉計画（第４期）の期間は令和９年度から令和11年度までの３カ年とします。また、障がい者計画の期間との整合を図りつつ、国の基本指針等に基づき、中長期的なサービス見込み等についても本計画に反映し、将来を見据えた計画的な基盤整備を進めます。

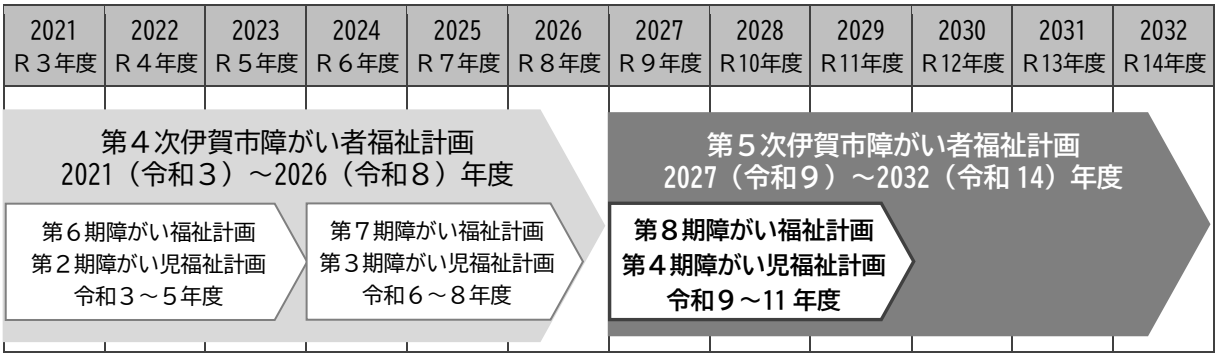

5　計画の策定方法

本計画の策定にあたり、アンケート調査を始めとしたデータを活用しつつ、市民、当事者及び関係者等による議論を反映させるため、以下の取り組みを行いました。

（1）アンケート調査の実施

障がいのある人等の生活状況や利用意向を的確に把握するとともに、広く市民の意識や現場の声を反映させるため、以下のアンケート調査を実施しました。

○ 障がいのある人・児童の保護者等（調査期間：令和７年11月19日～令和７年12月５日）

調査対象者	
障がい者調査	令和７年 11 月１日現在、市内在住の市内在住の 18 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者、サービス利用者の中から 2,722 人を無作為抽出
障がい児調査	令和７年 11 月１日現在、市内在住の 18 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者、サービス利用者の中から 278 人を無作為抽出

	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者調査	2,722 件	1,431 件	52.82%
障がい児調査	278 件	118 件	42.45%
その他市民調査	2,000 件	715 件	35.86%

○ 一般市民（調査期間：令和７年11月19日～令和７年12月５日）

調査対象者	
一般市民調査	令和７年 11 月１日現在、市内在住の障害者手帳を持たない 16 歳以上の市民の中から 2,000 人を無作為抽出

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般市民調査	2,000 件	715 件	35.86%
市政モニター（ｅモニター）	995 件	101 件	10.15%

○ 事業所等

現場の声をいただくため、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査を行い、20件の社会福祉法人及び事業所から回答をいただきました。また、障がい者団体への聴き取りを実施しました。

第５次伊賀市障がい者福祉計画策定のための事業者向けアンケート結果はこちらから ⇒

2 次元コード

（２）伊賀市障がい者福祉計画策定委員会の開催

市民、当事者及び関係者等による議論を計画に反映させるために「伊賀市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」で抽出された課題の計画への反映など計画策定のため調査・審議を行いました。

（３）パブリックコメント

計画（中間案）作成後には、広く市民からのご意見を募集し計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

6　計画の推進方法

本計画の推進にあたっては、以下の体制を通じて、具体的な施策の検討や進捗状況の点検・評価を継続的に行い、計画への反映を行っていきます。さらに、施策の推進にあたっては、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の視点も取り入れていきます。

（１）障がい者地域自立支援協議会及び専門部会等の運営

本計画の進捗状況の確認・評価及び見直しを行うとともに、伊賀市における障がい者福祉を推進していくうえで中核的な組織として「障がい者地域自立支援協議会」を運営します。幅広い機関・団体等の参加のもと、具体的な推進方策の検討や年度末の評価を行い、障がい福祉計画に反映させていきます。

また、現場で実際に支援に携わっている人々や関係機関が協議する場として専門部会等を設置し、伊賀市の現状やニーズの把握に努めるとともに意見を集約し、施策への提案等を障がい者地域自立支援協議会へ発信していきます。

（２）障がい者福祉計画庁内推進会議の運営

庁内における障がい福祉施策を推進する組織として「障がい者福祉計画庁内推進会議」を設置し、本計画に基づく事業の実施状況の点検や進捗管理を行うとともに、専門部会等と連携を取りながら、全庁的な連携の下に本計画を推進していきます。

■ 計画推進体制図

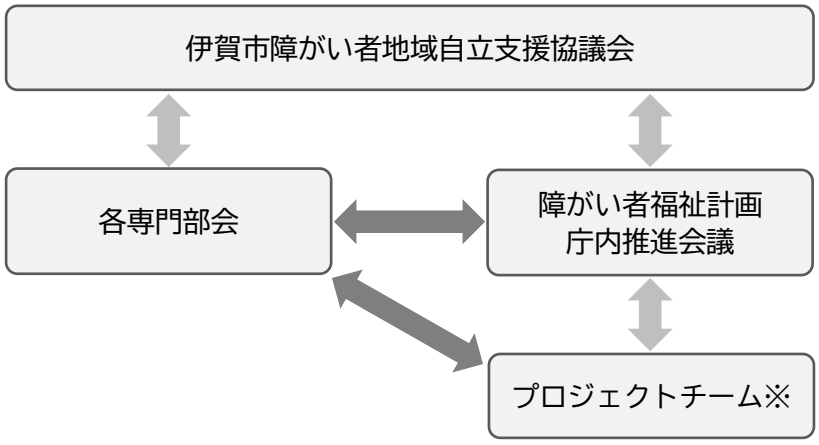

※　庁内関係各課担当職員及び専門部会からプロジェクトメンバーを選出し、必要に応じて開催

（３）伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の運営

伊賀圏域障がい福祉連絡協議会は、伊賀市と名張市による連携及び支援の体制に関する仕組みについて、伊賀圏域の障がい福祉に関する課題を集約し、施策への反映等課題の解決に向けた協議を行う場として位置づけられています。

第２章　伊賀市の現状

１　人口の状況

伊賀市の総人口は、2004（平成16）年合併当時は10万人を超えていましたが、年々減少し、特に15～64歳の生産年齢人口が大きく減少しました。

2020（令和２）年の国勢調査による人口は88,766人となっており、2015（平成27）年度と比較すると1,815人の減少となっています。年齢区分別でみると、14歳以下人口が徐々に減少する傾向にあるのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

伊賀市においては、65歳以上の年齢層を支える若い年齢層は減っていることから、高齢者人口１人を生産年齢人口1.7人で支えている現状があります。

年齢３区分別人口の推移

単位：人

	2015 年度 （平成 27）	2020 年度 （令和２）	2025 年度 （令和７）	2030 年度 （令和 12）
総人口	90,581	88,766	84,149	79,441
0～14 歳 （年少人口）	10,763(11.9%)	9,603(11.1%)	8,247(9.8%)	7,127(9.0%)
15～64 歳 （生産年齢人口）	51,131(56.5%)	47,834(55.4%)	46,818(55.6%)	43,941(55.3%)
65 歳以上 （高齢者人口）	28,668(31.7%)	28,933(33.5%)	29,084(34.6%)	28,373(35.7%)

資料：2015（平成 27）、2020（令和２）年　総務省「国勢調査報告」（実績値）
　　2025（令和７）、2030（令和 12）年　社人研「日本の将来推計人口」（推計値）

※　総人口には「年齢不詳」を含んでいます。

2　障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している市民は2025（令和７）年度末現在で、5,707人と人口の6.9%ほどとなっています。2025（令和７）年度の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は3,719人で、そのうちの約５割が肢体不自由、約３割が内部障がいです。

また、療育手帳所持者は1,043人で、第４次計画策定時の2019（令和元）年度と比較して192人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は945人で、同じく2019（令和元）年度から215人増加しています。

手帳所持者数の推移及び対人口比（各年度３月 31 日現在）

単位：人、%

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
身体障害者手帳	3,954	3,880	3,719
療育手帳	957	1,017	1,043
精神障害者保健福祉手帳	843	891	945
対人口比	6.7	6.9	6.9

資料：伊賀市社会福祉事務所

身体障害者手帳種別所持者数（2026（令和８）年３月 31 日現在）

単位：人

	年齢	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	合計
１級	18 歳未満	1	0	0	10	0	11
	18 歳以上	91	23	1	239	629	983
２級	18 歳未満	0	2	0	9	0	11
	18 歳以上	67	57	2	274	18	418
３級	18 歳未満	0	0	0	3	1	4
	18 歳以上	12	61	18	400	161	652
４級	18 歳未満	0	0	0	1	0	1
	18 歳以上	15	124	19	576	289	1023
５級	18 歳未満	0	0	—	5	—	5
	18 歳以上	38	2	—	236	—	276
６級	18 歳未満	0	2	—	3	—	5
	18 歳以上	17	171	—	142	—	330
計	18 歳未満	1	4	0	31	1	37
	18 歳以上	240	438	40	1,867	1,097	3,682
合計		241	442	40	1,898	1,098	3,719

資料：伊賀市社会福祉事務所

療育手帳所持者数（各年度３月 31 日現在）

単位：人

		2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
A	18 歳未満	70	71	80
	18 歳以上	271	274	272
	計	341	345	352
B	18 歳未満	206	235	247
	18 歳以上	410	422	444
	計	616	657	691
合計		957	1,002	1,043

資料：伊賀市社会福祉事務所

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度３月 31 日現在）

単位：人

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
１級	64	55	55
２級	558	581	599
３級	221	255	291
計	843	891	945

資料：伊賀市社会福祉事務所

自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度３月 31 日現在）

単位：人

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
精神通院	1,795	1,860	1,881

資料：伊賀市社会福祉事務所

障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年度３月 31 日現在）

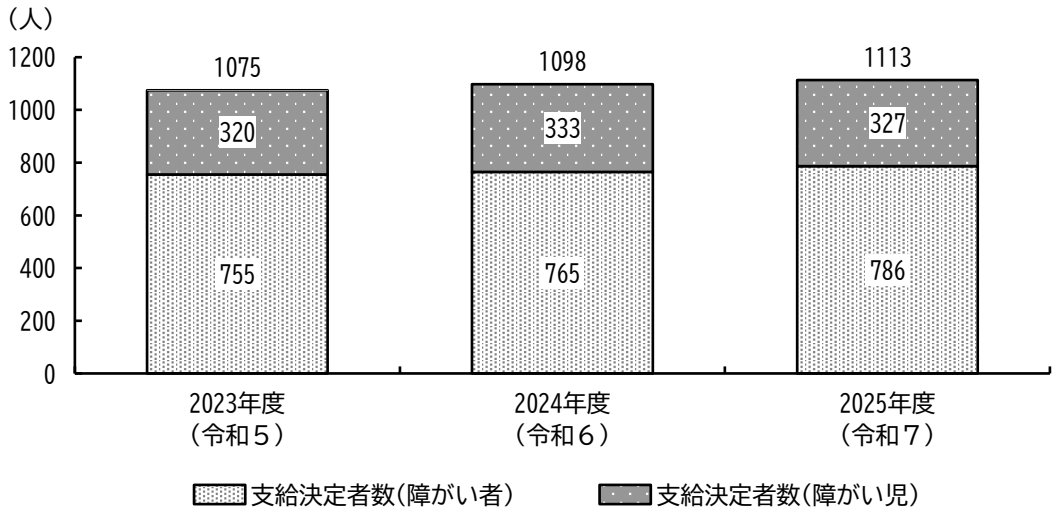

主な障害福祉サービスの支給決定者数の推移（各年度３月 31 日現在）

【障がい者サービス】

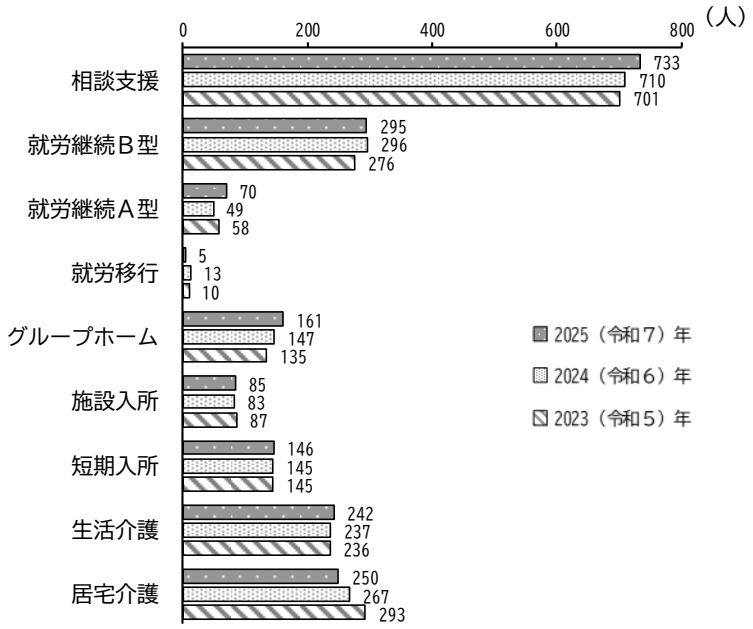

【障がい児サービス】

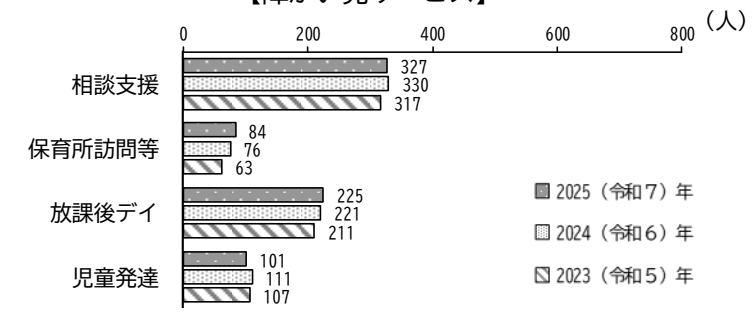

資料：伊賀市社会福祉事務所

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前計画の基本理念を継承し、本計画においても以下の基本理念を掲げます。



アンケート調査からは、住み慣れた地域で家族とともに暮らし続けたいという強い願いが寄せられました。一方で、周囲の理解に対する不安や社会生活におけるさまざまな障壁など、日々の暮らしに困難を感じている現状も浮かび上がっています。また、ご本人だけでなく、支えるご家族の負担軽減を求める切実な声も聞かれます。

伊賀市ではこうした声に真摯に向き合い、上位計画である「第５次伊賀市地域福祉計画」の理念を大切にしながら、互いに連携して施策を推進します。自分自身の力で主体的に生活を営む「自助」、地域社会においてお互いに支え合う「共助」、そして制度に基づく適切な支援を行う「公助」の考え方のもと、だれもが相互に理解を深め合える環境づくりを進めます。

障がいのあるなしにかかわらず、お互いの個性と尊厳を認め合い、市民一人ひとりが主人公として安心して心豊かに暮らせるまちの実現を目指します。

2　計画の見直しポイント

本計画の策定にあたり、国の新たな動向（基本指針や法改正等）や、アンケート調査等から見えてきた伊賀市の課題を踏まえ、今後の施策において重点的に取り組むべき要素を以下の５つのカテゴリーに沿って整理します。

□ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみづくり

・アンケート等からサービスや制度等の情報提供が行き届いてない面がうかがえるため、引き続き情報提供の充実を進めます。
・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行を受けて、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を進めます。
・国の「障害者基本計画(第５次)」の施策を踏まえ、意思決定支援を推進します。
・国の基本指針を踏まえ、事業所の生産性の向上と、高次脳機能障がい、強度行動障がい等の多様な障がいに応じた地域生活支援を進めます。

□ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみづくり

・精神障がいのある人の就労における支援の重要性がうかがえるため、働く場における障がい者理解の浸透を進めます。
・障がい児の発達支援の重要性がうかがえることから、療育・教育の充実を進めます。
・すべてのこどもが共に学ぶインクルーシブ教育を推進し、生涯にわたる社会参加と共生の仕組みをつくります。
・国の基本指針を踏まえ、文化芸術活動・スポーツ等への参加を推進します。

□ 安定したサービス提供体制の確保

・専門的な配慮を要するニーズへの支援の不足や、ショートステイやグループホームの不足、現場の人材不足と労働条件の課題に的確に対応するため、引き続き障害福祉サービス等の充実や質の確保を進めます。
・障害福祉サービス等の充実・質の確保、福祉人材の確保・育成については、新たな目標のもとに施策を位置づけ、提供体制の強化を図ります。

□ だれもが心地よく安心して暮らせるまちづくり

・障害者差別解消法の改正を踏まえ、合理的配慮の提供のより一層の推進を図ります。
・地域共生社会の実現に向けた取り組みを本目標に位置づけ、一体的な推進を図ります。

□ 多様な主体の連携・協働による実効性のある推進体制の構築

基本理念にもあるように「自助・共助・公助」の考え方のもとで相互に理解を深め合える環境づくりを推進し、計画を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく、市民、当事者団体、地域、事業者など、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働することが不可欠です。

そこで本計画では、各施策における役割分担を明確にし、主体間の連携を促進するため、以下の考え方に基づき取り組みを図式化します。

(1) 取り組みの主体

施策の推進役となる主体を、次の３つに大別して示します。

市民・地域：障がいのある当事者、家族、市民、自治会、住民自治協議会、ボランティア団体、NPO等

事　業　者：福祉サービス事業所、医療機関、教育機関、企業、商工団体等

行　　政：伊賀市（障がい福祉担当課をはじめとする関係各課）、県、国

(2) 取り組みの様態

主体がどのように関わるかを、次の記号で示します。

ただし、この役割分担はあくまで中心的な役割を示すもので、固定的なものではありません。本計画の推進においては、すべての主体が当事者として柔軟に関わっていくことが重要です。

◎ ：取り組みの主たる役割を担う主体（事業の主催者や中心的な実施者など）

○ ：主たる主体と連携・協働して取り組む主体

(3) 基本方針ごとの主体の役割

第３章で示す基本方針ごとに、各主体が担う役割を以下に図示します。これにより、本計画の全体像における各主体の役割が明確になり、より効果的な事業推進を目指します。

【図式化による記載例】

基本方針	市民・地域	事業者	行政
１．・・・・・・・・・・・・	○	○	◎
２．・・・・・・・・・・・・	○	◎	○
３．・・・・・・・・・・・・	◎	○	○

3　障がい者福祉の目標

基本理念の達成に向け、次の４つの障がい者福祉に関する目標を掲げます。

目標Ⅰ　一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくります

「自分らしい暮らし」を実現するには、一人ひとりのニーズや思いを出発点として、生活を考えていくことが大切です。その人のニーズや置かれている状況にあった情報提供や包括的な相談支援に取り組み、多様な特性に応じた生活支援の充実を図るとともに、保健・医療・福祉分野が連携し、だれもが安心して地域で生活できる体制づくりを推進します。

基本方針	市民・地域	事業者	行政
１．情報提供と相談支援の充実	○	○	◎
２．生活を支援するサービスの推進	○	◎	○
３．保健・医療・福祉分野の連携体制の強化		◎	◎

目標Ⅱ　生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくります

ライフステージに応じて必要な力を身につけ、社会参加していくためには、系統的かつ継続的な支援が大切です。一生涯を通じた生活支援システムや早期からの療育・教育を充実させるとともに、本人の希望に応じた就労支援や、多様な社会参加活動を推進し、生涯を通じていきいきと暮らせる共生のしくみをつくります。

基本方針	市民・地域	事業者	行政
１．一生涯を通じた生活支援システムの充実	○	○	◎
２．早期療育と保育の充実		◎	◎
３．学齢期のこどもの教育・療育の推進		◎	◎
４．就労支援の推進	○	◎	○
５．社会参加活動の推進	◎	○	○

目標Ⅲ　安定したサービス提供体制を確保します

障がいのある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、多様なニーズへの対応や、それを支えるサービスの基盤が安定していることが不可欠です。福祉人材の確保・育成により地域全体で障がい福祉を支える体制を構築するとともに、中核的支援体制を強化し、サービスの質の向上と安定した提供体制を確保します。

基本方針	市民・地域	事業者	行政
１．障がい福祉を支える人材の確保		◎	○
２．サービスの質の向上と適正な運営		○	◎

目標Ⅳ　だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくります

障がいのあるなしにかかわらず、だれもが心地よく暮らすためには、お互いの人権を尊重し合いながらつながりを持つことが大切です。障がいを理由とする差別の解消や地域共生社会の実現に向けた取組を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、快適で安全・安心なまちづくりを推進します。

基本方針	市民・地域	事業者	行政
１．市民の理解・協働の推進	◎	○	○
２．安心・安全・快適なまちづくりの推進	○	○	◎

4 計画の体系

基本理念	基本目標		基本方針		施策
だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる	Ⅰ	一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる	1	情報提供と相談支援の充実	（1）障がい者福祉に関する情報提供の充実 （2）情報アクセシビリティの向上 （3）総合相談支援体制の確立 （4）権利擁護・意思決定支援の推進
			2	生活を支援するサービスの推進	（1）家族介護者等への支援 （2）住まいの確保 （3）経済的な自立に向けた支援 （4）多様な特性に応じた地域生活支援の充実
			3	保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	（1）健康づくりへの支援 （2）保健・医療・福祉分野の連携体制の強化 （3）精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
	Ⅱ	生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる	1	一生涯を通じた生活支援システムの充実	（1）発達支援体制の充実・推進 （2）インクルーシブ教育の推進 （3）自立した地域生活のための支援 （4）年齢に応じた障がいのある人への支援 （5）地域生活支援拠点の充実
			2	早期療育と保育の充実	（1）障がい児の早期療育の充実 （2）障がい児保育の充実
			3	学齢期のこどもの教育・療育の推進	（1）特別支援教育の充実 （2）放課後や長期休業中の活動の場の確保
			4	就労支援の推進	（1）就労支援ネットワークの強化 （2）企業等における障がいの理解と雇用の推進 （3）福祉的就労の充実
			5	社会参加活動の推進	（1）文化芸術活動・スポーツ等の生涯学習への参加の推進 （2）当事者活動の充実
	Ⅲ	安定したサービス提供体制を確保する	1	障がい福祉を支える人材の確保	（1）福祉人材の確保・育成と生産性向上 （2）福祉の魅力発信と新規参入の促進
			2	サービスの質の向上と適正な運営	（1）福祉サービス等の充実・質の確保 （2）適正な事業運営の確保 （3）中核的支援体制の強化
	Ⅳ	だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる	1	市民の理解・協働の推進	（1）障がいを理由とする差別の解消の推進 （2）合理的配慮の提供の推進 （3）障がいのある人を支援する地域福祉活動推進 （4）地域共生社会の実現
			2	安心･安全･快適なまちづくりの推進	（1）ユニバーサルデザインによる安心・安全なまちづくりの推進 （2）自由に移動できるまちづくりの促進 （3）防災、緊急時の支援の充実 （4）防犯に関する支援

第４章　進めていく施策

目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点

目標の実現に向けた取り組みを計画的に進めるために、次の６つの視点を位置づけます。

これらの視点は、本計画における各事業を企画・実施・見直しする際に、横断的に盛り込むべき重要なものとなります。

視点１　市民や団体等の理解と参加を推進する

共に支え合う「地域共生社会」を実現していくために、市民や事業者等の障がい者福祉への理解と参加を進めます。合理的配慮の提供や心のバリアフリーの醸成を通じ、地域福祉計画の基本理念である**「ひとりひとりがつながり すべての人が輝く 共生のまちづくり」**の考え方を大切にしながら、一体的な推進を図ります。

視点２　関係機関等のネットワークを強化する

複雑化するニーズに対し、制度の縦割りを超えた包括的な支援体制を構築していくために、幅広い関係機関等が連携し、効果的な支援を行うためのネットワークづくりを強化します。

視点３　障がい者福祉の支援体制を強化する

各種障害福祉サービスが多様なニーズに応じて質の差なく行き届くよう、一人ひとりのニーズや状況に応じた地域生活を総合的に支える体制を強化します。あわせて、福祉人材の確保や生産性向上に取り組み、サービスの質の向上と確保を進めます。

視点４　ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する

障がいのあるなし、年齢、性別及び国籍の違い等を問わず、すべての人が自由に社会参画できる暮らしやすいまちづくりを目指し、ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを推進します。特に、情報の取得や意思疎通における情報アクセシビリティの向上をユニバーサルデザインの重要な要素として位置づけます。

視点５　効果的な事業推進を図る

本計画に掲げた取り組みは、障がい者地域自立支援協議会において具体的な方策を検討し、関係機関が協力して効果的に推進していきます。また、ＰＤＣＡサイクルを通じた事業の評価や不断の見直しを行い、より市民ニーズに的確に応える実効性のある取り組みとしていくように努めます。

視点６　当事者の意思決定の尊重と権利擁護を推進する

すべての人が地域社会へ参加（インクルージョン）できるよう、本人の自己決定を尊重するとともに、権利擁護を充実させます。また、障がいのある人が社会の構成員として主体的に地域に関わり、「自助・共助・公助」の考え方のもと、暮らしのさまざまな場面において幅広く参画できる環境づくりを推進します。

目標Ⅰ　一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくります

基本方針１　情報提供と相談支援の充実

現状と課題

○ 障害福祉サービスを利用していない理由として「どのようなサービスがあるか知らない」という声が多く、サービス利用に向けた的確な情報発信を進めることが求められています。

○ 高齢層には引き続き紙媒体での情報提供が有効な一方で、多様なニーズに応えるため、情報アクセシビリティの向上が急務となっています。

○ 相談支援については、「身近な場所で相談できること」や「適切なアドバイスができる人材が確保されること」を求める声が多くあります。

○ 障がいのある人の多様化・複雑化するニーズに対応するため、福祉・教育・就労といった分野が連携し、一貫した相談支援体制を充実させることが必要です。

○ いやな思いをしたときに「だれにも相談できなかった」という人が多く、被害を受けた際の適切な相談窓口や救済措置が十分に周知されていない現状があります。

○ 日常生活自立支援事業や成年後見制度など、障がいのある人の権利を擁護する仕組みについて認知度が低い状況が続いており、広く制度を周知していく必要があります。

障害福祉サービスを利用していない理由　※障がい者調査より

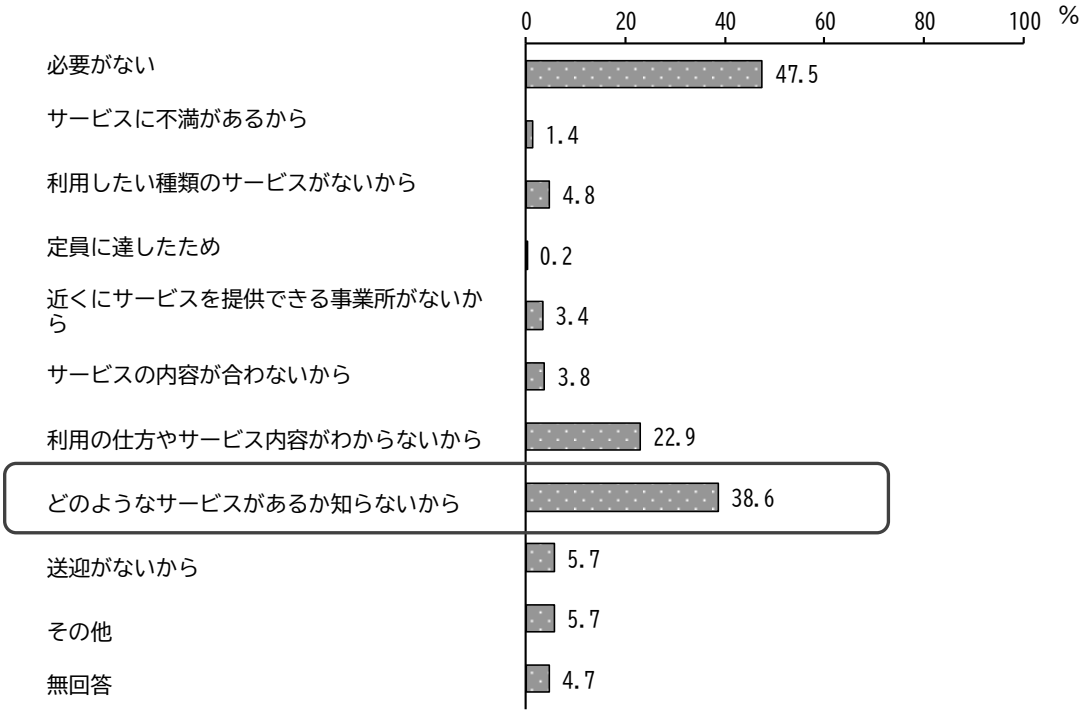

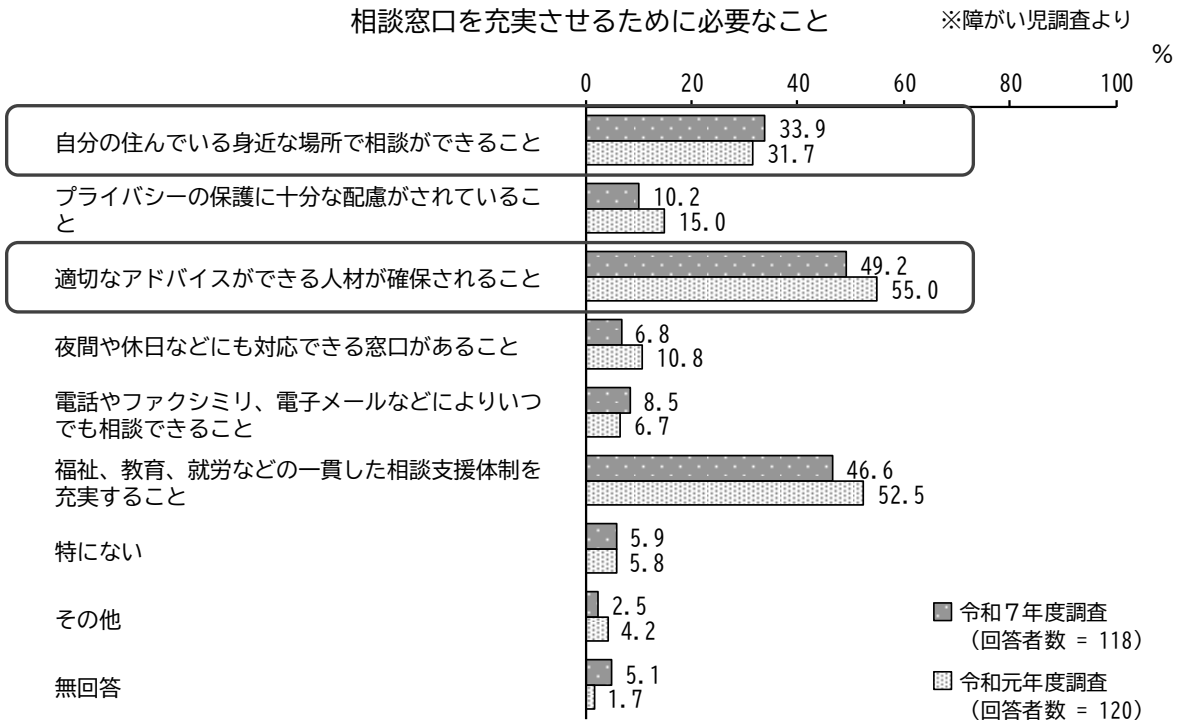

方向性

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、多様な媒体による情報発信と、ＩＣＴ等を活用した情報アクセシビリティの向上を図ります。

また、分野を超えた連携による相談支援体制を充実させ、身近な地域で安心して相談できる窓口や人材の確保を進めます。

さらに、被害時の相談窓口や成年後見制度の周知など、障がいのある人の権利を守る体制づくりをさらに推進します。情報へのアクセスは、すべての市民に保障されるべき基本的な権利であると捉えます。

（１）障がい者福祉に関する情報提供の充実

取り組み	内容
①総合的できめ細かな情報提供の充実	ホームページ等の内容を随時見直し、様々なツールを積極的に活用し、障がい福祉に関する最新の情報を提供できるよう努めます。 また、音声版・点字版の広報を発行し、きめ細やかな情報提供を心がけます。
	障がい者福祉に関するイベントの取材を行い、SNS・広報紙・行政情報番組を使用して発信します。
	市職員が障がいに関する知識及び理解を深め、業務上のみならず自らが地域においても情報発信できるよう研修等の実施に取り組みます。

（2）情報アクセシビリティの向上

取り組み	内容
①障がい福祉情報の活用に向けた意識づくりの推進	障がい者団体や保護者会、民生委員等当事者や支援者へ障害福祉サービス等について説明を行うとともに、積極的に情報収集を行う意識の醸成に取り組みます。
②障がいのある人による主体的な情報取得の支援	多くの人にとって「分かりやすい」「使いやすい」情報やサービスを提供するために、アクセシビリティに配慮することの重要性、必要性を周知し、導入を推進します。
	聴覚や視覚、知的・発達等に障がいのある人が、行政サービスや地域生活に必要な情報から取り残されることのないよう、一人ひとりのニーズに応じた多様な情報保障の手段を確保し、必要な情報にアクセスできる体制を整備します。
	外国にルーツを持つ障がいのある人に対し、言語や文化の違いに配慮した情報の提供を行います。
	ウェブアクセシビリティやユニバーサルデザインに配慮し、だれもが分かりやすいホームページ、広報紙、行政情報番組を作成します。
③災害時・緊急時における情報保障の強化	一人ひとりの障がい特性やニーズに合わせ、正確な情報を迅速に入手し、適切な支援を受けられるよう、多角的・多重的な情報伝達手段を整備します。

（3）総合相談支援体制の確立

取り組み	内容
①障がい者相談支援センター等における専門職員等の配置	障がい者相談支援センターに相談支援専門員等を配置し、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行います。
②相談者と適切な支援機関との連携	福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センターに三職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師）を配置し、それぞれの専門性を活かして相談を受け、関係機関につなぐ等の支援をします。
	市職員だけでなく民生委員等、地域にとって身近な存在である人が障がい福祉への理解を深めることで、だれもが気軽に相談できる環境を整えます。
③複合的課題を抱える当事者への包括的支援	多様な課題を抱える人への個別計画に基づく伴走型支援と、住まいの確保や生活支援を一体的に行い、だれもが安心して暮らせる地域を目指します。
④ニーズに応じた支援のための相談支援員スキルアップ	支援者に共通して必要とされる基礎的な知識・技術の習得を目指すとともに、一人ひとりのニーズに応じた相談支援を行うため、市内の特定相談支援事業所のスキルアップを図ります。

（４）権利擁護・意思決定支援の推進

取り組み	内容
①相談支援を通した権利擁護･意思決定支援の推進	障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言を行います。また、権利擁護支援が必要な人については、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度利用の支援を行います。
②継続的な意思決定支援体制の整備	判断に不安のある方などが、お金の管理や福祉サービスの手続きで困らないように支援する日常生活自立支援事業を、だれもが安定して利用できるよう、特に低所得の利用者には利用料の一部を助成します。
③意思決定支援を核とした権利擁護の推進	講演会や出前講座等を通じて、成年後見制度の周知・啓発を行い制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の担い手として期待される市民後見人の育成と活用を行い、権利擁護体制の構築と強化を図ります。
④適切な権利擁護体制の整備と支援者のスキルアップ	施設や事業所での支援体制強化や虐待事案の発生防止に努めるとともに、困難事案の助言に努めます。また、発生した虐待事案において養護者支援を中心とした支援方針を立てるなど、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
⑤虐待の防止･早期発見体制の整備	事業所の虐待防止･早期発見体制を強化するため、自立支援協議会等を活用した啓発を行います。施設従事者等に対し、事業所内・家庭内双方の視点での虐待予防や、発生時の早期発見・通報義務について周知徹底を図り、リスク要因の低減に努めます。
	障がいや発達に特性のあるこどもは、育てにくさや保護者負担が増加することから虐待につながる可能性があります。そのため、妊娠期から個々に寄り添った支援を切れ目なく行うことで防止並びに早期発見につなげます。また、虐待を把握した場合にすぐに通告する体制を図り、保育所や学校などの多機関連携による継続的な支援を行います。

基本方針２　生活を支援するサービスの推進

現状と課題

○ 在宅生活を支えるヘルパーサービスや、家族が急に介護できなくなった際の短期入所（ショートステイ）などを求める声が多く、サービス基盤の拡充と利用に向けた周知が必要です。

○ 障がいのある人本人のみならず、介護・介助を行う家族等の高齢化も進んでおり、介護負担の軽減や心身両面におけるサポート、仕事と介護の両立支援が喫緊の課題となっています。

○ 地域で安心して自立した生活を送るための基盤として、グループホームなど居住系サービスの拡充や、居住支援法人等と連携した住まいの確保が求められています。

○ 経済的に安定した地域生活を送るため、年金や各種手当等の充実を図るとともに、高次脳機能障がい、強度行動障がい、難病など、多様で専門的な配慮を要するニーズに対応するための地域生活支援の推進が必要です。

今後増えるといいサービス　※障がい者調査より

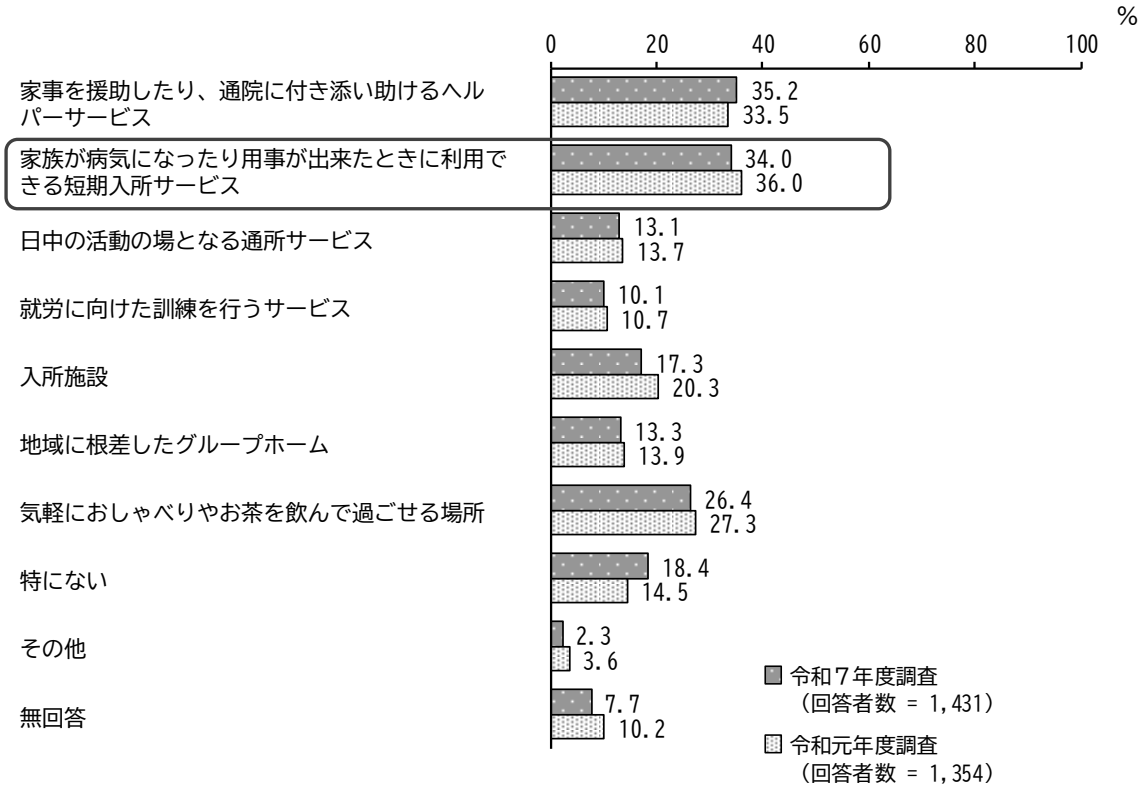

方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な特性やニーズに応じた質の高い障害福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」の生活も見据え、家族の負担軽減、安心できる住まいの確保、経済的自立に向けた支援など、地域での生活基盤を総合的に整備します。

（１）家族介護者等への支援

取り組み	内容
①障害福祉サービス利用に関する相談･調整	障がい者相談支援センターにおいて、障害福祉サービス等の利用についての相談及び障害福祉サービス事業者や特定相談支援事業所との利用調整を行い、家族･介護者の負担の軽減を図ります。
②緊急時等における家族介護者の負担軽減	地域生活支援拠点等の機能を最大限に活用し、緊急時の受け入れ等に対応する体制づくりを構築し、安心して地域での生活を継続できる基盤を整えるとともに、家族･介護者の負担軽減に努めます。
③介護者同士の交流の場の提供推進	在宅で障がいのある人を介護する家族（ケアラー）が社会から孤立せず、心理的負担を軽減できるよう、同じ立場の仲間と出会い悩み等を分かち合う交流の場を設けるとともに、啓発等を通じて個々のニーズに応じた情報提供を総合的に行い、明日への活力を得られるよう支援します。

（２）住まいの確保

取り組み	内容
①地域での自立生活支援	障がいの重度化や親なき後を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して自立した生活を送れる体制を整備します。
	住宅確保の障壁となっている情報不足や偏見を解消することを目的に、「貸し手（大家・不動産事業者）」と「借り手（当事者）」、そして「地域社会」の三者に対する啓発活動を通じて、円滑な入居と安定した生活を支援します。
②住宅確保要配慮者への支援体制の整備	伊賀市居住支援協議会において伊賀市、三重県、居住支援法人、賃貸業者等の協議の場を設け、課題の洗い出しや、課題解決に向けた連携体制の構築と、住宅確保要配慮者への支援や低額所得者向け住宅の確保に取り組みます。

（３）経済的な自立に向けた支援

取り組み	内容
①国･県の対象外となる在宅生活への支援	障がいや疾病、高齢などにより在宅での生活に困難を抱える当事者に対し、きめ細かなニーズに対応し、経済的負担を軽減する市独自の給付・助成事業を行います。
②医療費自己負担の軽減	医療費自己負担分について助成を行うことにより、医療費による家計の圧迫を軽減し、安心して医療を受けられるよう支援を行います。
③金銭管理に関する相談と制度利用の促進	障がい者相談支援センターにおいて、金銭管理に関する相談に応じ、生活が安定するよう支援します。必要な人には、成年後見制度や日常生活自立支援事業、自立相談支援事業における家計改善支援事業の利用を勧めます。

（４）多様な特性に応じた地域生活支援の充実

取り組み	内容
①地域における孤立防止体制の整備	医療機関と連携し、退院時などの最も不安な時期に、早期に支援者との関係を築くことで、社会からの孤立を防ぐ体制を整えます。
②強度行動障がいのある人への地域支援体制の整備	自傷・他害・破壊的行動など、著しく激しい行動（強度行動障がい）のある障がい者が、施設入所や長期入院に頼ることなく、住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けるために、高度な専門性を持つ人材の育成、危機介入から安定した生活の維持までを担う重層的なサービス体制、そして関係機関が一体となって支援するネットワークを整備します。

基本方針３　保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

現状と課題

○ 医療的なケアを必要とする障がいのある人が地域で安心して生活を送り、保護者や介護者等が就労等と両立できるよう、保健・医療・福祉が一体となった連携体制の強化が求められています。

○ 障がいのあるこどもへの支援として、発達に関する専門的な診断や治療ができる医療施設の不足が課題となっており、関係機関が連携して支援基盤を充実させる必要があります。

○ 地域で安心して自分らしい暮らしを送るため、医療機関による退院支援と地域の福祉関係者による生活支援の両面から支える、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築やピアサポート体制の推進が必要です。

○ 障がいのある人やその家族の健康維持・増進のため、健康診査や保健サービスの利用を促進するとともに、心のサポーターの養成など、こころの健康づくりへの支援が求められます。

障がい児療育を充実するために必要なもの　※障がい児調査より

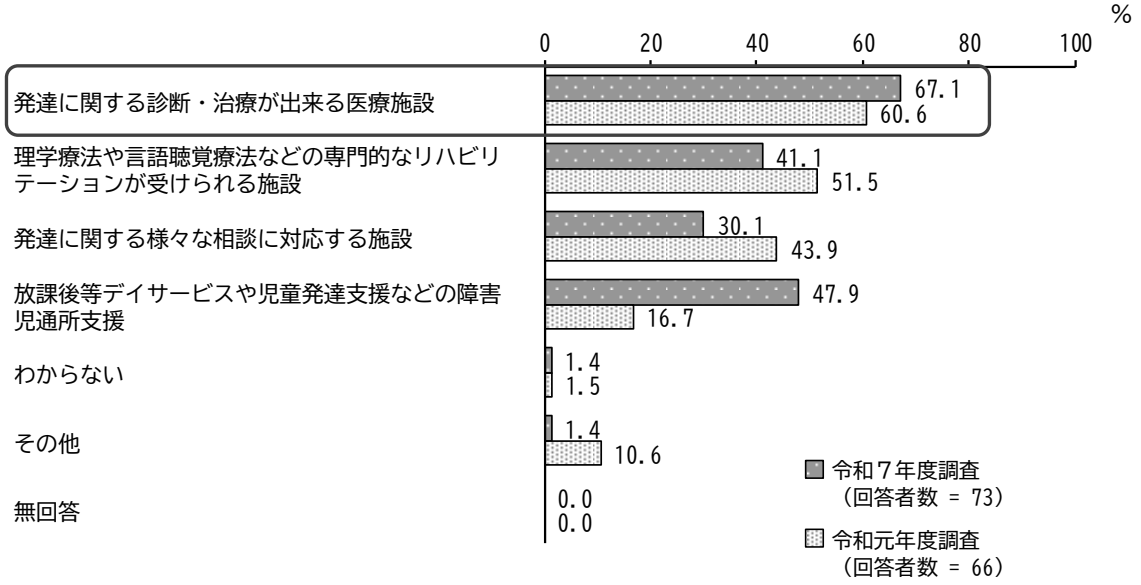

方向性

医療的ケアを必要とする人などが、地域で安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健・医療・福祉の各関係機関が緊密に連携する支援基盤を充実させます。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築やピアサポート体制を推進するとともに、感染症拡大等の経験を活かし、新しい生活様式や適切な予防策を取り入れた市民の主体的なこころとからだの健康づくりを支援します。

（１）健康づくりへの支援

取り組み	内容
①感染予防と健康づくりの両立	基本的な感染予防対策を継続しつつ、過度な活動制限による心身機能の低下（フレイル、生活不活発病）を防ぎ、障がいのある人一人ひとりが自身の特性や体調に合わせて、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
②保健サービスに関する情報提供	児童発達支援事業所等において、専門的な福祉サービス等を利用する親子に対し、地域に開かれた交流の場に関する情報提供や利用案内を行います。これにより、障がいのあるなしにかかわらずだれもが身近な場所で安心して交流できるインクルーシブな子育て環境を整えます。
	障がいのある保護者が母子保健事業を利用しやすいよう、担当保健師が個々に応じた案内を行います。
	障がいのある人が、健康づくりや予防接種といった自身の健康に関わる重要な情報を確実に入手し、適切な判断や行動に繋げられるよう、ホームページ等の媒体から、自らに合った方法で情報を受け取ることができるように案内します。
③こころの健康に関する啓発の推進	伊賀市自殺対策行動計画に基づき、障がいのある人が自身のこころの健康を守り、安心して地域で暮らすため、こころの病気についての理解や知識の普及を進めます。

（２）保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

取り組み	内容
①支援の質の向上と連携強化	保健・医療・福祉分野がスムーズに連携するため介護支援専門員等の資質向上を図ります。
②分野間の連携強化	医療ニーズのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉分野の連携の強化を図ります。

（３）精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

取り組み	内容
①精神障がいのある人の地域自立生活支援体制の整備	精神障がいのある人が、症状の波に左右されることなく、本人の希望する場所で、尊厳をもって安定した地域生活を継続できるよう、医療・支援体制を伊賀圏域で構築します。
②住宅確保に係る支援体制の整備	精神障がいのある人が、障がいを理由に入居を拒否されたり、地域で孤立したりすることなく、希望する地域で安心して主体的に生活できるよう、「住まい探しの支援」から「入居後の生活サポート」までを切れ目なく提供する支援体制の強化に努めます。
③ピアサポーターへの支援体制の整備	精神障がいの経験を活かして他の当事者を支援する「ピアサポーター」が、その専門性を高め、孤立や燃え尽き（バーンアウト）に陥ることなく、安全かつ継続的に活動し、当事者主体のリカバリーが促進される文化を醸成します。

目標Ⅱ　生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくります

基本方針１　一生涯を通じた生活支援システムの充実

現状と課題

○ 障がいのあるこどもへの支援について、発達に関する専門的な診断や治療ができる医療施設や障害児通所支援のニーズが高く、地域における療育環境の整備や早期からの支援体制の充実が求められています。

○ こどもの成長に合わせて的確な支援を引き継ぐため、「伊賀市さぽーとファイル」などを活用し、母子保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が緊密に連携した、切れ目のない一貫した発達支援システムを推進する必要があります。

○ 障がいのあるこどもに対する支援ニーズが多様化する中で、「地域の同世代のこどもと遊びたい」という声も多く、障がいのあるなしにかかわらず共に学び、育ち合うインクルーシブ教育の推進が求められています。

○ 年少期からの一貫したインクルージョンを推進するため、教育や福祉、保育などの関係部局が緊密に連携し、学校や地域社会において多様なこどもたちが共に過ごせる環境や仕組みづくりを進める必要があります。

○ 障がいの種別や程度、ライフステージにかかわらず、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、関係機関が情報を共有し、一人ひとりの成長に応じた継続的な生活支援や就労支援の環境を整えていく必要があります。

○ 障がいのある人やその家族の高齢化が進行する中、いわゆる「2040年問題」も見据え、障害福祉サービスから介護保険サービス等へ円滑に移行し、障がいと介護の垣根を超えて包括的に支え合う体制づくりが喫緊の課題となっています。

○ 家族の急病等の緊急時に安心して利用できる受け入れ先の不足が依然として課題であり、基幹相談支援センターを中心とした迅速なコーディネートや、地域の障害福祉サービス事業所が連携した地域生活支援拠点の充実が求められます。

長期休業中や放課後などの過ごし方の希望　※障がい児調査より

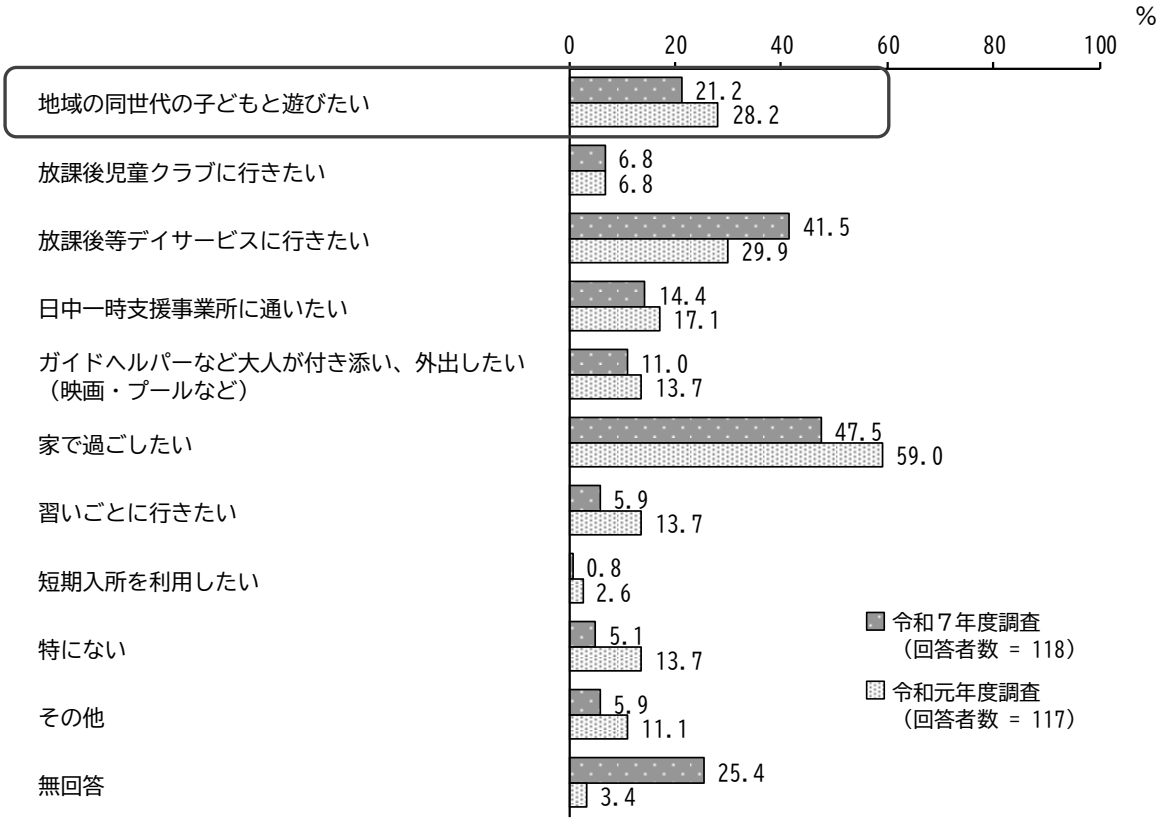

方向性

障がいのある人がライフステージに応じて切れ目のない支援を受けられるよう、「伊賀市さぽーとファイル」等を活用した関係機関の連携による発達支援や、年少期からのインクルーシブ教育を推進します。また、「2040年問題」を見据えた障がいと介護の垣根を超えたトータルサポート体制の構築や、緊急時の受け入れを担う地域生活支援拠点の充実を図ります。さらに、保育・教育など各ライフステージの場面に応じて、障がい福祉に関する理解の促進と啓発に取り組みます。

（１）発達支援体制の充実・推進

取り組み	内容
①発達特性の早期把握と関係機関連携による切れ目のない支援	こどもの発達特性を正しく理解し、適切な環境設定や就学につなげるため、全ての乳幼児が健康診査等を受診できるよう受診勧奨を行い、障がいの早期発見に努めるとともに各関係機関との連絡・連携を強化し、切れ目のない支援を提供します。
②医療的ケア児への切れ目ない支援の実施	医療機関からの連絡や保護者等からの相談のあった医療的ケア児には担当保健師がつき、地域で生活していくために必要な情報提供及び関係機関との連絡・連携を行います。
③発達支援体制の整備	一人ひとりのニーズに応じた途切れのない支援を行うため、関係機関の連携体制を構築します。
	発達に特性のあるこどもやその家族が、どのライフステージ（乳幼児期、学齢期、青年期、成人期）にあっても、必要な支援を適切なタイミングで受けられるよう、各関係機関の専門性を活かし、情報共有を行う体制を整備します。
	一貫した発達支援システムを構築するため、こども、障がい、保育、教育等の関係機関との連携を強化するための連携会議を開催します。

（２）インクルーシブ教育の推進

取り組み	内容
①発達特性に応じた集団生活支援と支援計画の推進	地域の保育・教育現場を支える「頼れるパートナー」としての役割を果たすことを目指し、こども一人ひとりに寄り添いながら、地域全体の発達支援力の底上げに取り組みます。
	発達特性に応じた一貫した集団生活への支援及び特性に応じた支援計画の作成を推進します。
	発達に特性のあるこどもが、幼児期から中学校等の集団生活の場で、孤立したり適応が難しい場面において、他のこどもたちと共に育ち、その子なりに集団参加の喜びを感じられるよう関係機関全体で支援するため、保育所等訪問支援を推進します。
	障がいのあるなしにかかわらず、すべてのこどもが地域で共に学び育つインクルーシブ教育を推進するため、学校現場における専門的支援を充実させ、切れ目のない支援の実現を図ります。

（３）自立した地域生活のための支援

取り組み	内容
①ライフステージに応じた自立生活スキルの習得支援	乳幼児期から高齢期に至るまで各ライフステージで直面する課題に寄り添い、必要な力を育む支援を提供するために計画相談支援を中核とした支援体制を構築する。

（４）年齢に応じた障がいのある人への支援

取り組み	内容
①高齢になった障がいのある人への支援	長年住み慣れた地域で、生涯にわたり尊厳を持って安心して暮らし続けられるよう、高齢期に特有の課題に対応した支援体制を構築します。
②障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行	障害福祉サービス利用者が要介護認定を受けた場合は、本人・介護者・支援者間で協議し、介護保険サービスへの円滑な移行に努めます。
③複数分野にまたがる包括的支援体制の整備	いわゆる「2040 年問題」を見据え、地域の実情に応じた包括的な支援・サービス提供体制を目指す地域包括ケアシステムの構築を進め、地域共生社会の実現につなげます。

（５）地域生活支援拠点の充実

取り組み	内容
①地域生活支援拠点等の体制整備	地域生活支援拠点という多機能のネットワークを整備・運営することで、突発的な危機が生活の崩壊に直結しない、強靭でしなやかな地域共生社会を実現するため体制を整備します。
②緊急時における支援体制の整備	緊急対応の必要がある場合は、基幹相談支援センターが関係機関と協働し、短期入所等のサービスを調整するなどの支援を行います。
③円滑な地域移行の推進	長年、入所施設や精神科病院で生活されている人が、自身の希望に基づき、住み慣れた地域での「自分らしい暮らし」へとスムーズに移行できるよう、「地域で暮らすための体験等の場づくり」を体系的に展開します。 また、地域への移行後、孤立することなく、その人らしい生活を継続できるよう継続的に支援します。

基本方針２　早期療育と保育の充実

現状と課題

○ 障がい児療育の充実や施設の整備を必要とする声が多く、こどもの障がいや発達の課題を早期に発見し、保護者が安心して相談できる体制づくりが求められています。

○ 障がいのあるこどもや発達に支援が必要なこどもの保護者に対し、研修や相談の機会を通じて障がいへの理解を深め、早期療育の必要性を啓発していく必要があります。

○ 保育所（園）や幼稚園等において、多様なニーズに応じた障がい児保育を継続して行うため、保育士等の専門的知識の向上や支援に必要な人員の配置が求められます。

○ 児童発達支援センターなどの専門機関が保育所等へ巡回訪問を行い、こどもの発達に応じた専門的なアドバイスを行う連携体制の強化が課題となっています。

※障がい児調査より

今後力を入れていく必要がある施策

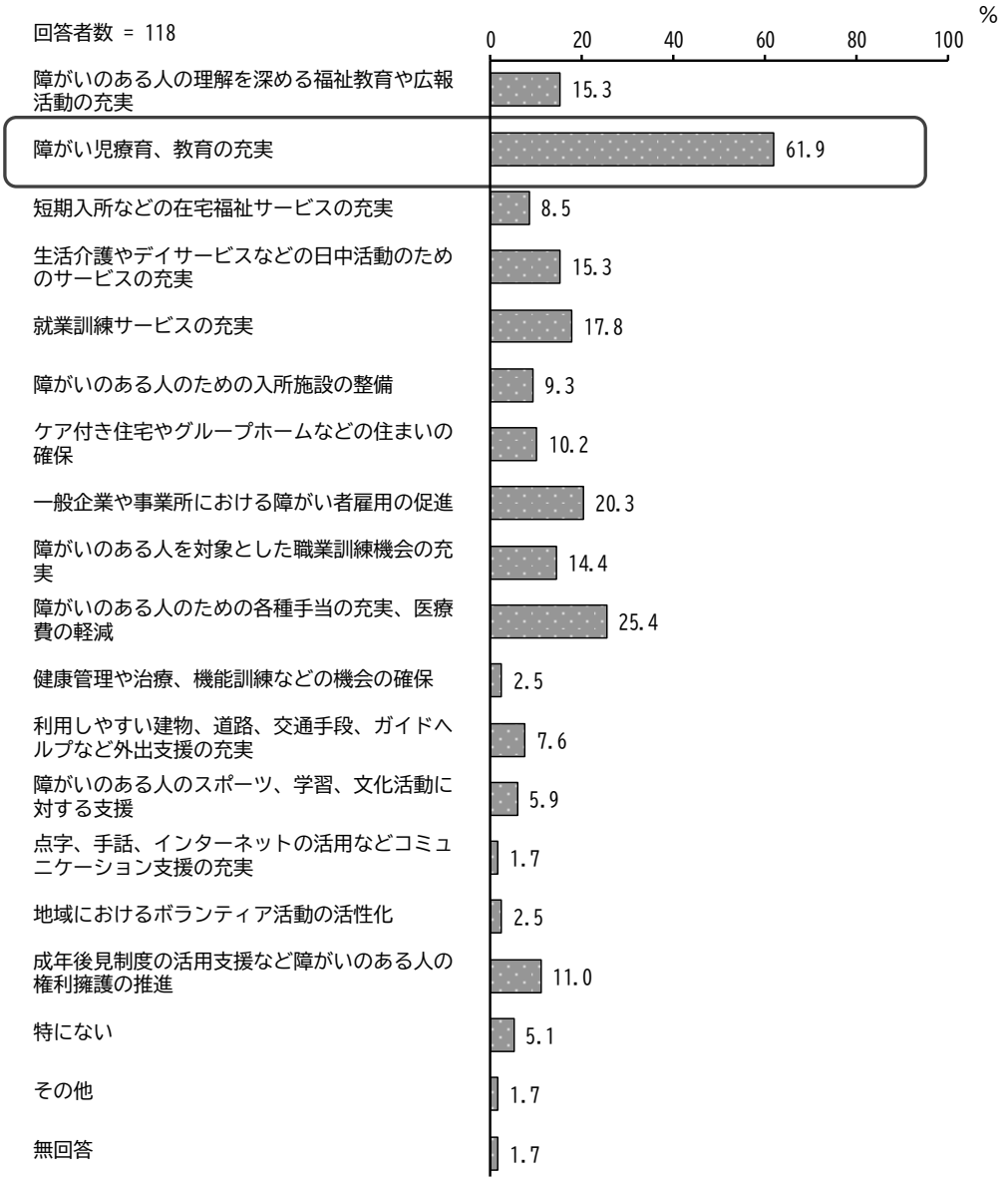

方向性

発達に課題のあるこどもを早期に発見し、保護者が安心して相談や子育てができるよう、母子保健や関係機関と連携した相談体制を強化します。また、身近な地域で共に育つ環境づくりに向け、多様化するニーズに応じた受け入れ体制を確保するため、すべての保育所（園）、幼稚園、認定こども園等で適切な障がい児保育が行われるよう、専門機関による巡回訪問等を通じた助言や、支援にあたる人材の専門性向上に努めます。

（１）障がい児の早期療育の充実

取り組み	内容
①あらゆる相談機会を活用した適切な支援への連携	発達に支援が必要な子や、困り感があるこどもを早期に発見し、一人ひとりに応じた適切な支援へとつなげるため、専門員による施設への巡回相談や、保護者からの多様な相談に的確に対応できる機会を設けます。その上で、保護者、施設の職員、関係機関が密に連携し、地域全体の発達相談体制を充実・強化します。
②発達に関する相談がしやすい体制の整備	支援を必要とするこどもを早期に適切な支援へつなげるため、保護者がこどもの障がいや発達について安心して相談できる体制を整備します。
	乳幼児健診の受診を促し、障がいの早期発見に努めるとともに、専門的支援や医療が必要なこどもが円滑に受診できるよう、各専門機関から助言を受けられる体制を整備します。
③発達に関する保護者等の理解の推進	保護者からの発達や育児に関する相談に応じるとともに、各健診等の実施後には保護者に対し丁寧な説明を行い、発達への理解を深める機会を提供します。

（２）障がい児保育の充実

取り組み	内容
①発達特性に応じた適切な保育提供体制の整備	すべてのこどもが安心して園生活を送り、健やかに成長・発達できるよう、一人ひとりの発達特性に応じた質の高い保育を提供するための体制を整備します。
②巡回訪問による発達支援の充実	発達に課題のあるこどもが在籍する施設を巡回し、保育士や教職員等に対し、こどもの特性に応じた関わり方や環境調整、具体的な支援方法について助言します。
③個別の指導計画に基づく切れ目のない支援の推進	個々のこどもの発達や特性を把握した上で、切れ目のない一貫した指導方針に基づく支援体制を構築します。

基本方針３　学齢期のこどもの教育・療育の推進

現状と課題

○ 特別支援学級に通う児童生徒や、通常学級においても支援を必要とするこどもが増加しており、個別の教育支援計画・指導計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな特別支援教育の充実が求められています。

○ 放課後や長期休業中の過ごし方として、放課後等デイサービスを利用したいというニーズが高く、共働き世帯等の増加も見据えた継続的な受け皿の確保と居場所づくりが課題となっています。

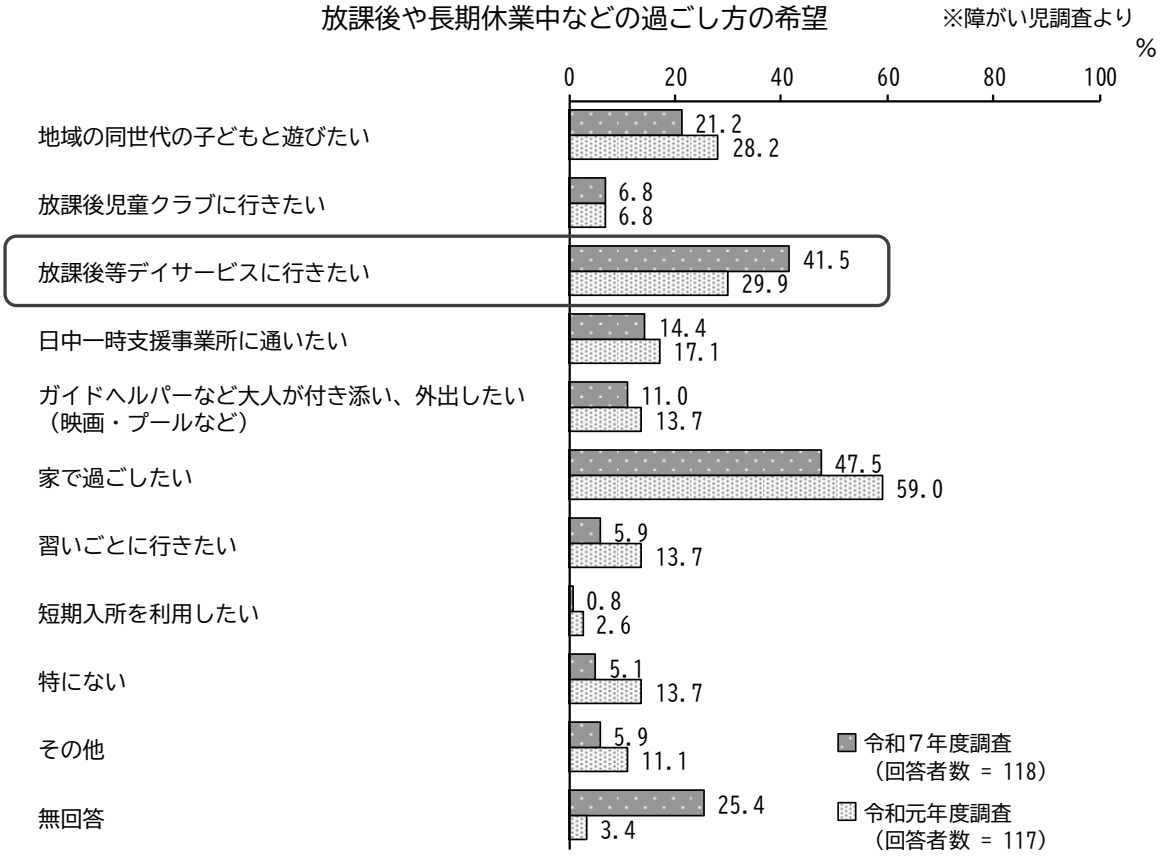

方向性

障がいのあるこどもが能力を最大限に伸ばせるよう、一人ひとりのニーズに応じた個別の教育支援計画等の活用や効果的な教育手段を取り入れた特別支援教育を推進します。また、共働き世帯等の増加も見据え、放課後児童クラブや放課後等デイサービス等と連携し、放課後や長期休業中における安心できる活動の場や居場所を確保します。

（１）特別支援教育の充実

取り組み	内容
①就学指導の充実	一人ひとりのこどもが最適な環境で学べるよう、関係機関との連携を強化します。就学移行期における支援情報を確実に共有し、通常学級から特別支援学校までの連続性のある多様な学びの場の中から、本人にとって最も適切な支援が受けられる体制を構築します。
②ニーズに応じた専門的な教育支援体制の整備	一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、「個別の教育支援計画」に基づき、特別支援教育コーディネーターが中心となって特別支援教育を推進するとともに、必要に応じて教育支援員等を配置し、支援の充実に努めます。
	教育委員会と緊密に連携し、「教育」と「福祉」が両輪となってこどもたちの学びと育ちを支える体制を整えます。学校生活だけでなく、放課後や家庭を含めたこどもの生活全体を支える視点から、専門性を活かした支援を行います。
	一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支えるために、デイジー教科書やＡＩ等、ＩＣＴ機器を活用して個別最適な学びを実現できるよう取り組みます。

（２）放課後や長期休業中の活動の場の確保

取り組み	内容
①放課後等における支援体制整備の推進	障がいのあるこどもたちが放課後や夏休み等の長期休業中に、安心して過ごせる質の高い居場所を確保し、こども一人ひとりの成長と発達を支えるとともに、保護者の就労支援や休息（レスパイト）に繋げるため、多様なニーズに対応できる事業所等の整備に努めます。

基本方針４　就労支援の推進

現状と課題

○ 障がいのある人が働く上での不安や不満として、「給料が安い」「職場の人間関係がよくない」「仕事の内容が自分に合わない」といった声が多く、自身の特性に合った職種の選択や、身近な相談支援体制の充実が求められています。

○ 将来は「企業などで一般就労したい」と希望する障がいのあるこどもが増加しており、ハローワークや教育機関、就労支援事業所等が連携したネットワークの強化や、就労移行・選択・定着支援サービスの充実と利用促進が必要です。

○ 障がいのある人が継続して働きやすい環境を整えるため、企業等に対して障がい特性の理解を深める啓発を行うとともに、民間事業者等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進していく必要があります。

○ 精神障がいのある人の就労ニーズが高まる中で、働く場における障がい理解の浸透を図り、就労事業所と各相談機関が情報共有しながら適切なコーディネートを行う体制づくりが課題となっています。

○ 就労継続支援サービス等の福祉的就労は重要な社会参加の場となっており、多様な居場所を確保し、社会参加を促進していく必要があります。

○ 工賃の向上による経済的な自立のために、事業所における生産活動の拡大や優先購入調達の推進を行う必要があります。

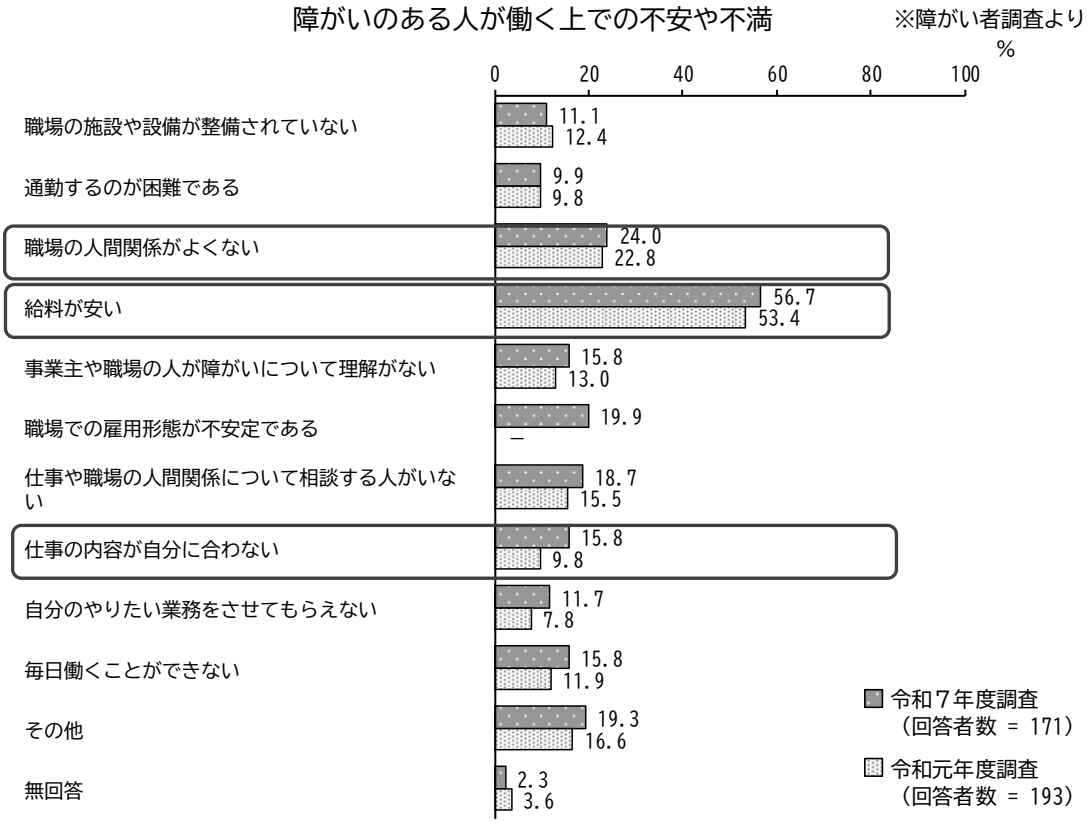

※令和元年度調査では、「職場での雇用形態が不安定である」がありませんでした。

将来（学校卒業後）の進路　※障がい者調査より

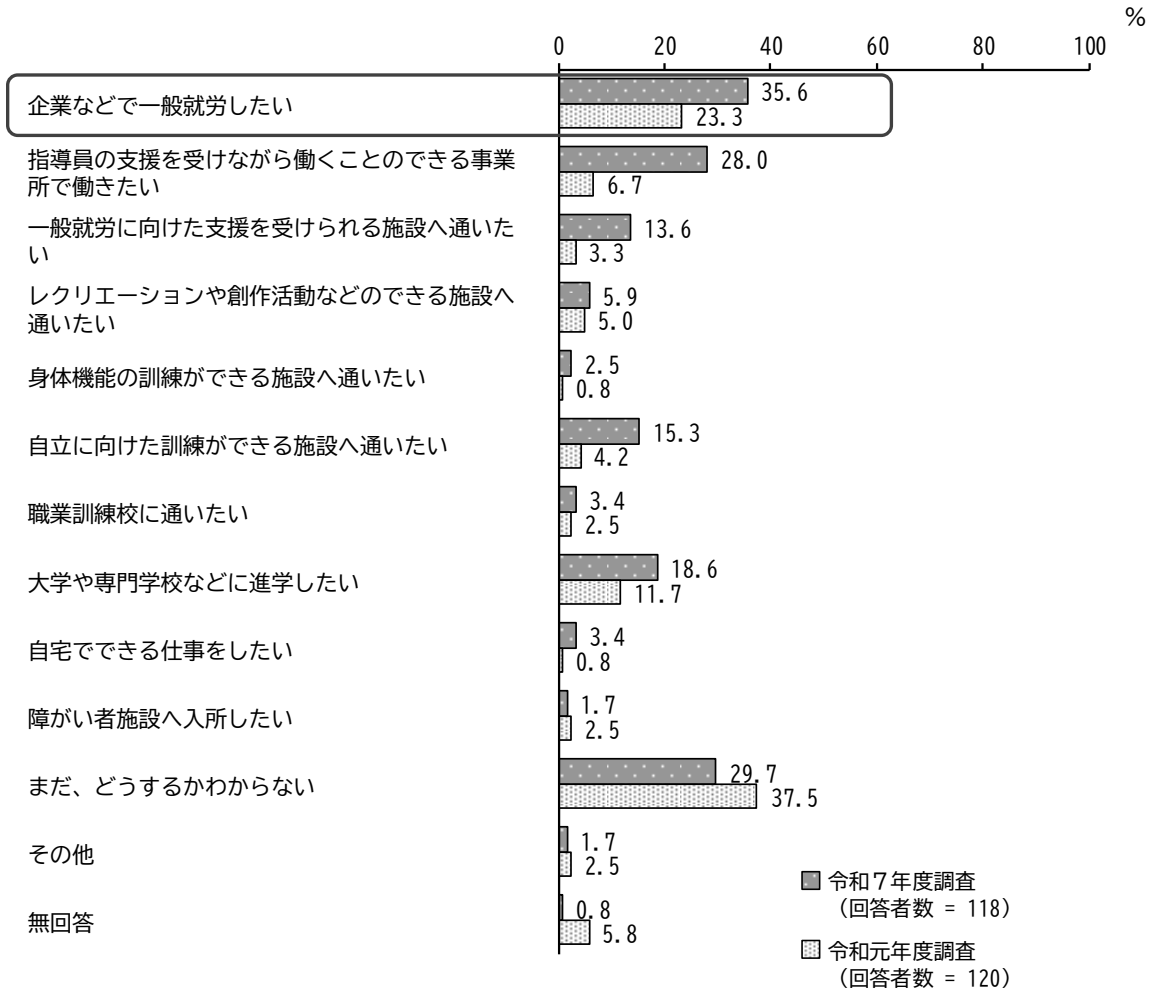

方向性

障がいのある人が希望や適性に応じて働き続けられるよう、ハローワーク等と連携した就労支援ネットワークを強化し、就労移行から就労定着支援の適切な活用に至る包括的な支援を進めます。そして、知識の習得から実践的なスキル・マインドの育成までを一貫して支援し、地域全体の雇用推進力を高めます。また、改正障害者差別解消法を踏まえ事業者における合理的配慮の提供を周知・啓発します。あわせて、福祉的就労の場を充実させて社会参加を促進するとともに、生産活動の拡大や優先購入調達の推進を通じた工賃向上により、経済的な自立を支援します。

（１）就労支援ネットワークの強化

取り組み	内容
①就労に係る適切な支援体制の整備	障がいのある人が「働きたい」という希望をかなえ、適性や能力を活かして地域社会で活躍できるよう、強固な就労支援ネットワークを構築し、切れ目のない包括的な支援を受けられる仕組みを整備します。

（２）企業等における障がいの理解と雇用の推進

取り組み	内容
①障がい者の雇用の推進に関する啓発	市内の企業・事業所に対して、障がい者の人権、合理的配慮の提供等について啓発するとともに、障がい者の雇用に関する取組状況や課題を把握し、企業における雇用及び働きやすい職場環境づくりを促進します。
②障がい者の雇用を行う企業等に対する支援	ハローワーク等と連携し、初めて障がい者の雇用を検討する企業向けに採用ノウハウや助成金等の情報提供を行う入口支援に加え、既に雇用している企業も交え、成功・失敗事例を共有し合う企業同士の学び合いを促進します。
	障がい者の雇用における最大の課題である「就労定着」に焦点を当て、就職をゴールではなくスタートと捉え、障がいのある人と雇用側の双方のニーズがマッチするよう、継続的かつ多角的な支援を行います。
③インクルーシブな職場づくりの推進	計画的に障がい者の採用を行い法定雇用率を達成するとともに、障がいのあるなしを含む属性・背景・事情の違いのみにかかわらず、すべての職員が安心して働き、能力を発揮できるインクルーシブな職場づくりを進め、職場定着を促進します。
④就労に向けた必要な訓練や情報の提供	障がいのある人が自信を持って一般企業への就職活動に臨み、就職後も職場で活躍し続けられるよう、「働きたい」という意欲を具体的な「働く力」へと変えるための実践的な訓練機会を、地域の就労支援事業所等と連携し提供します。
	障がいのある人の就労を支援するため、就労に関する制度や支援機関、相談窓口等の情報を提供し、就労に向けた支援につなげます。

（３）福祉的就労の充実

取り組み	内容
①社会参加の場としての福祉的就労の提供	一般企業での就労が困難な人に対し、単に作業を行う「場」ではなく、一人ひとりが自分のペースで役割を持ち、社会とのつながりを実感できる、尊厳ある「働く場」としての福祉的就労の充実に取り組みます。
②就労支援事業所における生産活動拡大の支援	就労継続支援事業所等が行う生産活動を、単なる作業から、収益性とやりがいを生み出す事業へと転換させることを目指します。これにより、利用者の工賃向上と働く意欲の向上を図るために、事業所のネットワーク強化に取り組みます。
③障害者優先調達推進法に基づく優先購入調達の推進	市の全部局が一体となって就労継続支援事業所等からの調達を強力に推進する実効性のある仕組みを構築し、事業所に安定的に仕事を提供し、利用者の工賃向上と働く意欲の向上に直接繋げるための取り組みを行います。
	就労継続支援事業所等の生産活動を支え、利用者の工賃を向上させるため、市の取り組みに留まらず、民間企業や市民が優先購入調達を行うよう周知に取り組みます。

基本方針５　社会参加活動の推進

現状と課題

○ 障がいのある人が主体的に社会参加活動に取り組めるよう、関係団体等への支援を行っていますが、参加者の固定化や家族介護者の高齢化なども進んでおり、当事者活動の活性化や市民・関係団体等との新たな連携体制づくりが求められています。

○ 積極的に社会参加するためには、障がいのある人が参加できるサークルやイベントの情報を簡単に入手できる環境づくりとともに、イベント開催時のヒアリングループの設置や手話通訳・要約筆記などの情報保障（コミュニケーション支援）の充実が不可欠です。

○ 豊かな人生を送り、地域社会での交流を深めるため、だれもが安心・安全に親しめるユニバーサルスポーツの普及や、学習の機会の確保など、参加しやすい生涯学習の環境整備を進める必要があります。

○ 障がいのある人が個性や能力を発揮し、社会の一員として役割を持てるよう、文化芸術活動における創造や発表機会の拡大、芸術的価値が高い作品の販売支援などを通じた社会参加の促進が課題となっています。

障がい者施策を充実させるために必要なこと　※障がい者調査より

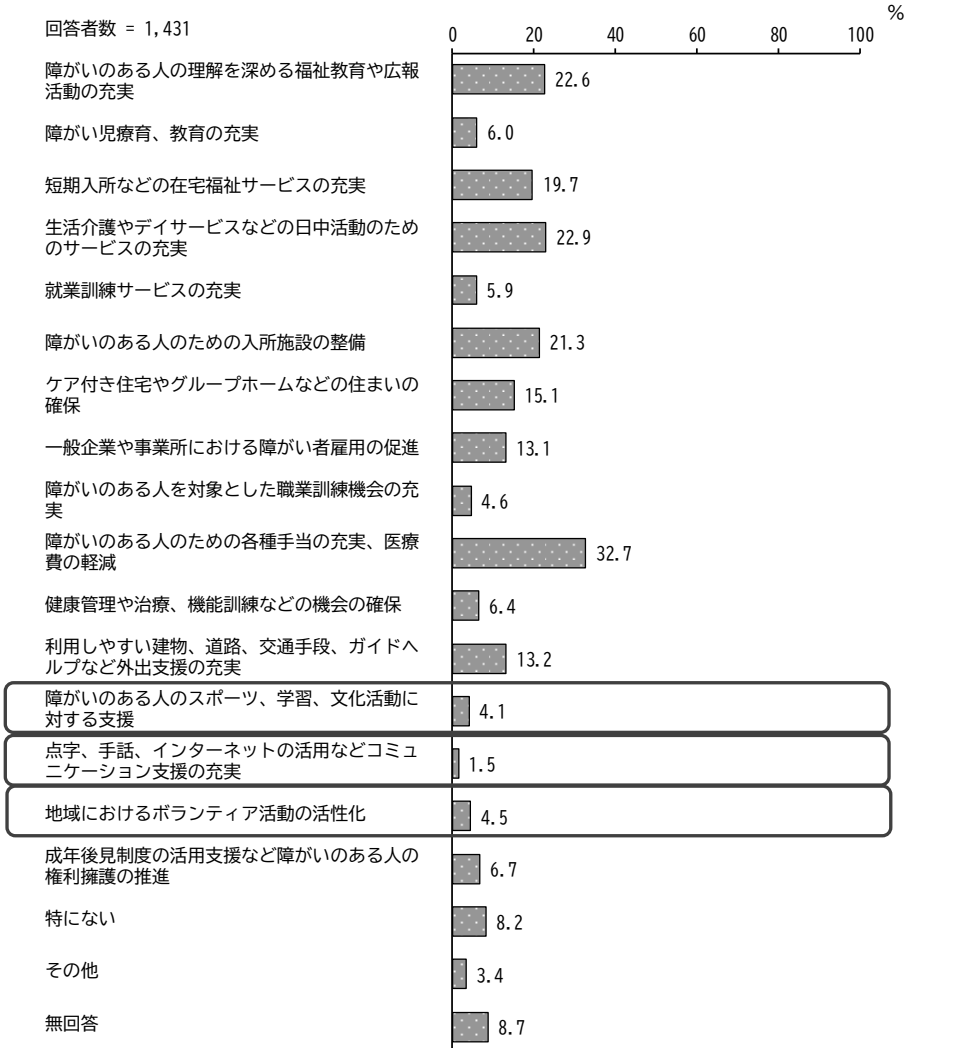

方向性

障がいのある人が地域社会のなかでいきいきと活動できるよう、手話通訳などの情報保障（コミュニケーション支援）を充実させ、生涯学習やユニバーサルスポーツに親しめる環境づくりを進めます。また、文化芸術活動における創造・発表機会の拡大や当事者活動への支援を通じて、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会参加を後押しします。

（1）文化芸術活動・スポーツ等の生涯学習への参加の推進

取り組み	内容
①障がいのある人も参加できる生涯学習等の機会の提供	講座開催時にはヒアリングループを設置するなど、市民だれもが参加しやすいように努めるとともに、設置の案内をホームページ等に掲載し、広く周知を図ります。
	安心・安全にスポーツに親しめる環境の整備や参加しやすい事業として、新たなユニバーサルスポーツの普及に取り組みます。

（2）当事者活動の充実

取り組み	内容
①主体的な社会参加活動への支援体制整備	障がいのある人が自らの力で声をあげ、仲間とつながり、社会を変えていく「主体」となるための「機会」「場」「スキル」を提供することにより、自立した活動が生まれ、育っていくための環境を整備します。
	障がいのある人の社会参加を促進するため、地域の文化祭などで活動成果を発表できるよう、主催者と支援施設の連携を支援します。また、イベント主催者に「合理的配慮の提供」を働きかけ、障がいのある人が安心して参加できる環境づくりを進めます。
	各施設・機関と連携し、芸術鑑賞プログラムなどのアウトリーチ事業を通じて、これまで文化芸術に接する機会が限られていた人にも、その魅力や楽しさを身近に感じていただける機会と場を創出します。

目標Ⅲ　安定したサービス提供体制を確保します

基本方針１　障がい福祉を支える人材の確保

現状と課題

○ 障害福祉サービスの現場では人材不足や労働条件に関する課題が挙げられており、サービスを安定的に提供し続けるための人材確保や、職場への定着・離職防止に向けた支援が喫緊の課題となっています。

○ 福祉人材の裾野を広げるため、障がい福祉の仕事のやりがいや魅力を広く発信し、人材や事業所の新規参入を促進していく必要があります。

○ 障がい福祉の現場を支える人材のスキルアップや資格取得に向けた情報の周知を行うとともに、有資格者の福祉現場への再参入等を通じて、地域全体で福祉を支える人材を育成する仕組みづくりが求められています。

障害福祉サービスを利用していない理由　※障がい者調査より

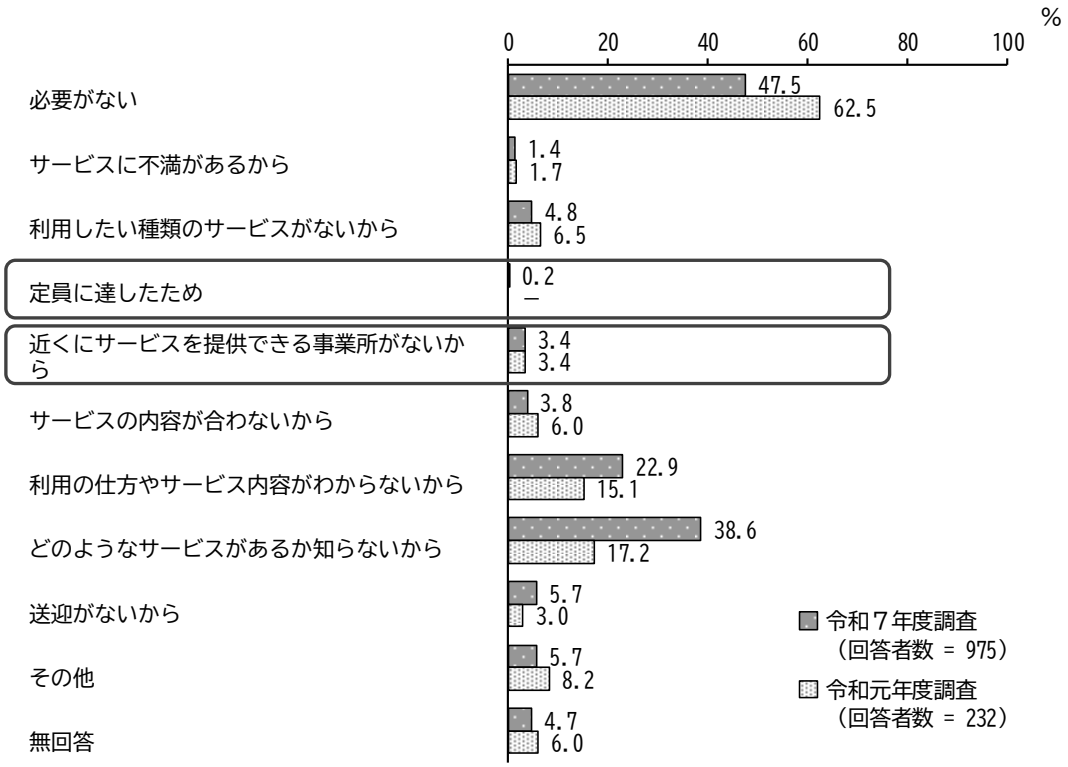

方向性

障害福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、福祉の仕事の魅力を広く発信し、人材や事業所の新規参入を促進します。また、質の高い障害福祉サービスを提供するための最も重要な資源は「人」であるとの認識のもと、有資格者の福祉現場への再参入や、職員の定着・育成・離職防止に向けた取り組みを推進し、地域全体で福祉を支える人材を育成します。

（１）福祉人材の確保・育成と生産性向上

取り組み	内容
①福祉人材の確保・育成・定着	福祉の仕事に夢と誇りを持ち、専門職として成長しながら長く働き続けられる環境を整備するため、市内の障害福祉サービス事業所と連携し、定着、育成、離職防止に取り組みます。
	多様化・増大する市民の福祉ニーズに応えるため、既存の事業者だけでなく、意欲ある法人や個人が障がい福祉分野へ新たに参入しやすい環境となるよう情報提供を行います。

（２）福祉の魅力発信と新規参入の促進

取り組み	内容
①障がい福祉の魅力発信と参入促進	障がい福祉の仕事が持つきつい等の固定観念を払拭し、特に若年層や転職希望者にとって専門性が高く創造的で、価値あるキャリアパスとして認識されるよう、リアルな現場の魅力や本質的なやりがいを戦略的に発信することで、参入への心理的・制度的ハードルを減少させます。

基本方針２　サービスの質の向上と適正な運営

現状と課題

○ 高次脳機能障がいや強度行動障がいなど、専門的な配慮を要するニーズへの支援不足が課題となっており、障がいの種別や程度にかかわらず多様なニーズに応えられるよう、各種サービスの充実と提供拠点の確保が必要です。

○ 障害福祉サービス事業所が増加する中、利用者が良質なサービスを安心して選択できるよう、適正な事業運営とサービスの質の向上を支援していく必要があります。

○ 虐待対応や複合的な課題を抱える困難事例に地域で適切に対応するため、基幹相談支援センター等に専門人材を計画的に配置し、地域の相談支援事業所に対するバックアップや同じ目線に立って一緒に支援を進めていく中核的支援体制の強化が急務となっています。

方向性

事業所が提供する障害福祉サービスは、単に提供されるだけでなく、一人ひとりの尊厳を守り、自己実現を支えるための「質の高い」ものであることを保証する責務があると考えます。多様なニーズに応じた質の高いサービスを身近な地域で提供できるよう、基幹相談支援センターが主体となって適正な事業運営とサービスの質の向上のための助言・指導を行います。

また、障がいのある人が地域で生活する上で直面する困難や課題は、ご本人やその家族、福祉専門職だけで抱え込むものではなく、地域社会全体の課題であると捉えます。複合的な課題を抱える困難事例に適切に対応するため、基幹相談支援センター等に専門人材を配置し、地域の相談支援事業所と同じ目線に立って一緒に支援を進める中核的支援体制を強化します。「施設から地域へ」という国の大きな流れを、当市において一人ひとりの「希望の実現」として具体化していきます。

さらに、透明性の高い情報が円滑に流通することで、利用者は自分に合った質の高いサービスを主体的に選択できるようになり、事業者は質の高いサービスを提供することが正当に評価される、健全なサービス提供体制を整備します。

（１）障害福祉サービス等の充実・質の確保

取り組み	内容
①質の高いサービス提供体制の整備	事業者が提供するサービスの質を客観的に評価し、継続的な改善を促すため、事業所間のネットワーク強化やコミュニケーション活性化に取り組みます。
②施設入所者の地域生活への移行促進	丁寧な意向確認と段階的な準備、そして地域での切れ目のない支援を三位一体で進めることで、すべての人が当たり前に地域の一員として暮らせる社会を目指します。
③障がいのある人と地域との関係構築支援	障がいのある人の生活が、福祉サービスだけで完結するのではなく、地域社会の中に豊かに溶け込み、住民の一人として当たり前に交流し、支え合う関係が築かれることを目指します。
	障がいのある人が地域で生活するうえで直面する課題の解決に向けて、多様な主体が課題を「我が事」として共有し、それぞれの立場や強みを活かして解決策を共に考え、実行していく体制を整えます。

（２）適正な事業運営の確保

取り組み	内容
①事業者指導の強化と適正なサービス選択の推進	事業所の運営において、法令遵守（コンプライアンス）は最低限の責務であると同時に、それが利用者一人ひとりの権利擁護と質の高いサービスの提供に直結する重要な基盤です。 問題が起きてから対処するのではなく、問題が起きにくい組織風土と体制を事業所自らが築くことを支援します。
	「情報公表制度」を軸に、利用者、事業者、行政が三位一体となってサービスの質の向上を目指すエコシステムを構築します。

（３）中核的支援体制の強化

取り組み	内容
①地域全体の相談支援の質の向上	地域における相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」において、一事業所だけでは対応が困難な複雑なケース（困難事例や虐待事例）に対し、専門的なバックアップを行い、地域の相談支援専門員（相談員）のスキルアップを支える体制を構築することで、市全体の相談支援の質を底上げし、誰一人取り残さない支援体制を実現します。
	「基幹相談支援センター」において、特定相談支援事業所をはじめとする関係機関への専門的な助言指導を行い、地域全体の相談支援体制を強化します。
	地域障がい児支援体制強化事業として、地域における障がい児支援の中核的役割を担うセンターに委託し、児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、地域の障がい児支援体制を整えます。

目標Ⅳ　だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくります

基本方針１　市民の理解・協働の推進

現状と課題

○ 障害者差別解消法や「合理的配慮の提供」について、「知らない」と答える市民の割合が依然として高く、法律や制度に関するさらなる周知と啓発が求められています。

○ 障がいへの理解を社会全体で深めるため、学校や地域において、障がいのある人とともに活動する交流や体験学習を通じた福祉教育を継続して推進していく必要があります。

○ 改正された障害者差別解消法を踏まえ、民間事業者等における合理的配慮の提供を確実に後押しするため、コミュニケーションツールの導入やバリアフリー化などの環境整備に対する支援が課題となっています。

○ ボランティア活動に参加したことがない理由として「活動内容や参加方法がわからないから」という声が多く、活動への参加を促す情報提供や、具体的な行動に繋げるマッチング機能の強化が必要です。

○ 障がいのある人もない人も共に地域で暮らしていくために、年齢や性別、障がいのあるなしを問わずだれもが安心できる「地域での居場所づくり」や、住民同士の見守り・助け合いによる地域共生社会の実現が求められています。

障害者差別解消法の認知度　※障がい者調査より

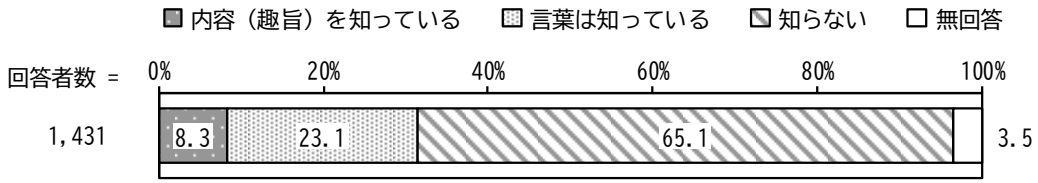

ボランティア活動に参加したことがない理由　※市民調査より

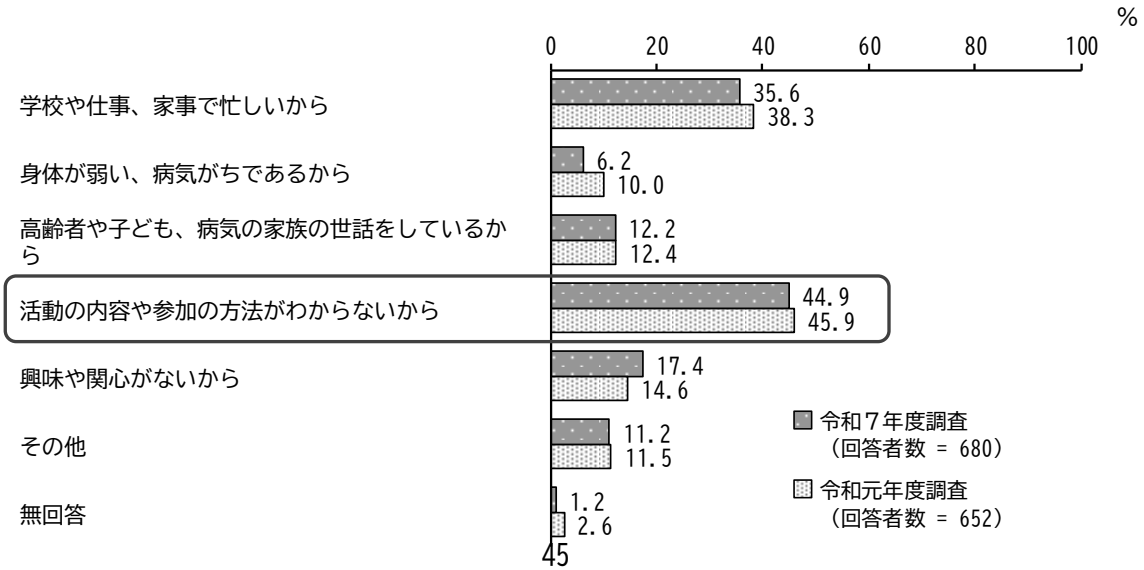

方向性

障がいへの理解を社会全体で深め、差別のない社会を実現するため、改正障害者差別解消法等のさらなる周知・啓発を行うとともに、民間事業者におけるコミュニケーションツールの導入やバリアフリー化などの環境整備を支援し、合理的配慮の提供を促進します。また、学校や地域での福祉教育やボランティア活動への参加を後押しし、だれもが安心できる地域での居場所づくりや住民同士の見守り・助け合いを通じて、地域共生社会の実現を推進します。

（１）障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み	内容
①障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発・教育	「障害者差別解消法」の精神を地域社会の隅々にまで浸透させ、障がいが当たり前に受け入れられる文化を醸成することを目指し、知識としての理解に留まらない、共感と行動変容を促すための多角的な啓発・教育に取り組みます。
	研修等への参加が少ない市民、いわゆる「無関心層」や「多忙な層」を参加に繋げるため、待ちの姿勢から脱却し、参加への心理的・物理的・時間的なハードルを下げるとともに、ターゲットに合わせた媒体により、情報を魅力的に届けます。
	障がいのある人の人権に関する市民の理解を深めるため、講演会やパネル展示等の多様な媒体を活用し、継続的な啓発活動を展開します。
②障がいを理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法の理念に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、講演会、地区懇談会、各種研修等の機会を通じて、市民及び事業者等への周知啓発を図ります。
	障がいを理由とする差別（「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」）を受けた人が、泣き寝入りすることなく、安心して相談でき、その課題が適切に解決されるための仕組みを構築します。個別の事案に対応するだけでなく、寄せられた相談を分析し、再発防止や地域全体の意識改革に繋げます。
③就学期における障がい理解の促進	入学に向けて学校生活への不安を軽減するとともに、障がいがある子も含めただれもが安心して学校生活をスタートできる環境づくりを進めます。
	障がい者支援団体や社会福祉協議会等と協働しながら、障がいのある人とともに活動する体験学習や交流等の取組を推進します。
④地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進	障がいへの理解を深め、差別のない社会を築くために、知識としての学習だけでなく、障がいのある人と市民が「顔の見える関係」を築き、共に活動できるよう、知識と体験を組み合わせた福祉教育の機会を提供し、多様性を尊重する心を育みます。

（２）合理的配慮の提供の推進

取り組み	内容
①合理的配慮の提供促進	合理的配慮の提供は、社会を構成するすべての人々が共に支え合い、だれもがその人らしく暮らせる共生社会を築くための重要な基盤であり、この理念が社会全体に根付き、あらゆる主体による実践へとつながるように環境整備を推進します。
	合理的配慮の提供が「特別なこと」ではなく「当たり前の実践」として根付く文化を醸成するため、多様な媒体を活用した普及啓発を積極的に展開します。

（３）障がいのある人を支援する地域福祉活動推進

取り組み	内容
①ボランティア等の養成と活動への支援	市民の「善意」や「思いやり」という目に見えない大切な資源を、具体的な「行動」へと転換させるための触媒となり、学び、活動し、つながる機会を豊富に提供することで、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、専門職と市民が協働して障がいのある人を支える、温かい共生のまちづくりを推進します。
②身近な地域での助け合い活動の推進	地域での助け合い活動の中心となる民生委員・児童委員、自治会役員、ボランティアといった「地域の支援者」が、障がいのある人と接する際に、戸惑うことなく、温かい心で適切な関わりができるよう、知識だけでなく、共感と具体的なスキルを身につけるための場を提供します。
	住民同士の見守りや助け合いのしくみを住民自治協議会と協働して推進します。

（４）地域共生社会の実現

取り組み	内容
①互いに助け合う地域づくりの推進	障がいのある人を含む全ての住民が、単に「支援される側」「支援する側」という固定的な関係ではなく、だれもが地域の一員として役割を持ち、時には支え、時には支えられる、対等な関係性を築ける「地域共生社会」の実現を目指します。そのために、住民が主体的に地域の課題を発見し、解決していく「地域力」を育むための仕組みづくりを支援します。
②地域での居場所づくり	ひきこもり状態にある人とその家族を対象に、専門機関と連携しながら、当事者と社会との接点となる居場所の提供と、家族へのピアサポートを通じた孤立防止等の一体的な支援事業を展開します。
	障がいのある人が日中、目的がなくても安心して過ごせ、自分のペースで人や社会と繋がれる「本人が行きたいと思える居場所」を地域の中に確保することに注力します。

基本方針２　安心・安全・快適なまちづくりの推進

現状と課題

○ 道路や施設の段差解消、だれもが利用しやすい多機能トイレやわかりやすい案内表示の設置など、ユニバーサルデザインに基づいたハード面の環境整備が引き続き求められています。

○ 外国にルーツを持つ人への配慮や音声・点字・手話等による情報提供といった「情報のユニバーサルデザイン化」を進めるとともに、社会全体で「心のユニバーサルデザイン」の考え方を啓発していく必要があります。

○ 交通網の不足が通院や就労、社会参加の妨げとなっている現状があり、公共交通機関の確保や福祉有償運送・移動支援サービスの充実による「移動の権利」の確保が求められています。

○ 障がい者専用駐車スペースや「おもいやり駐車場」の確実な確保と、その適正な利用に関する市民へのさらなる理解と啓発が課題となっています。

○ 災害時に「必要な治療や薬が確保できない」「情報が手に入らない」といった不安を抱える人が多く、障がい特性に応じた物資確保や情報伝達の仕組みづくり、福祉避難所のさらなる周知と利用ルールの可視化が急務です。

○ 障がいのある人が地域で安全に暮らすため、地域住民と連携した災害時の避難支援体制を構築していく必要があります。

○ 消費者被害等の犯罪を防ぐ啓発と、時間や場所によらず簡単に緊急通報できる仕組みの周知が課題となっています。

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために優先して整備する必要のある地域の環境および制度

※市民調査より

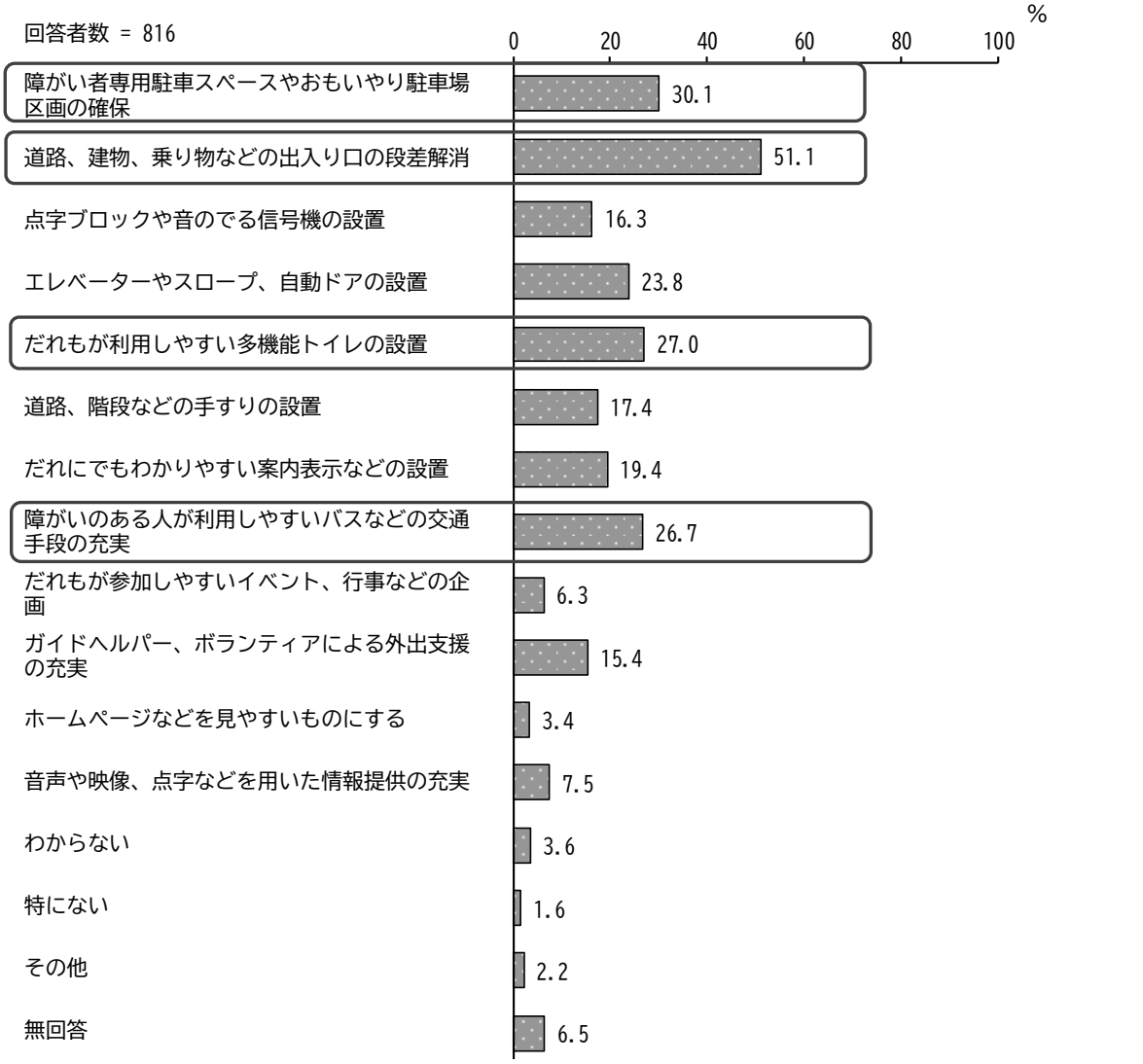

火事や地震などの災害時に不安なこと　※障がい者調査より

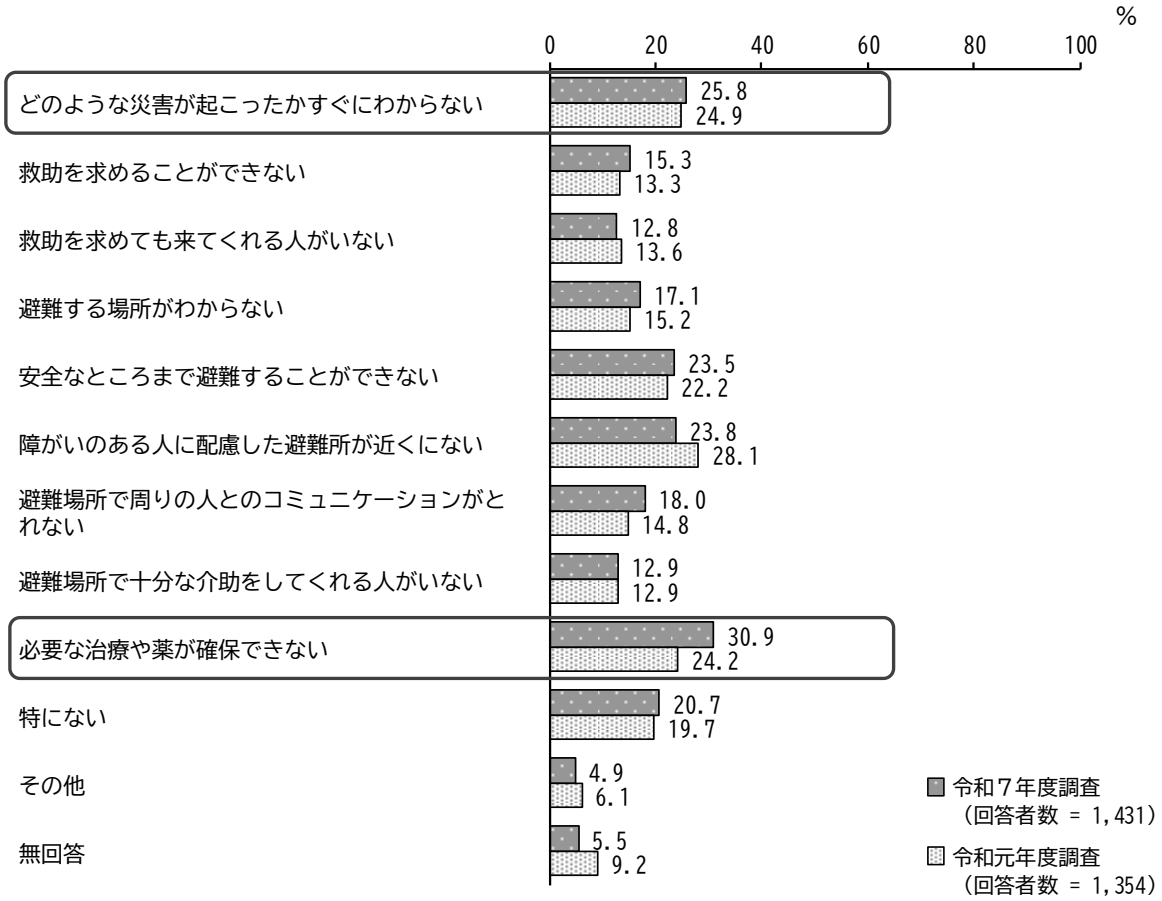

方向性

移動の自由は、社会参加の第一歩であり、その人らしい豊かな生活を送るための基本的な権利であると捉え、だれもが自分の意思で、行きたい場所に、行きたい時に行けるまちづくりを推進します。

また、だれもが社会に参画し、暮らしやすいまちを目指して、公共施設等の段差解消などのハード面に加え、多様な情報伝達手段の確保や「心のユニバーサルデザイン」の普及など、ソフト面も含めた一体的な環境整備を進めます。また、公共交通機関や移動支援サービスの充実により「移動の権利」を確保するとともに、地域住民と連携した災害時の避難支援体制の構築や、犯罪・消費者被害を防ぐ取り組みなど、防災・防犯対策を強化し、安全で安心な暮らしを守ります。

（１）ユニバーサルデザインによる安心・安全なまちづくりの推進

取り組み	内容
①共生社会の実現に向けた啓発	あらゆる機会を啓発の場ととらえ、年齢、性別及び国籍の違い、障がいのあるなしに関わらず、だれもが心地よく利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発する活動に努めます。
②心のユニバーサルデザインの推進	真に暮らしやすいまちは、障がいのあるなしや年齢、国籍など、多様な人の存在を自然に受け入れ、互いの違いを認め、さりげなく支え合える「心のユニバーサルデザイン」です。その意識が市民一人ひとりに根付くよう啓発に努めます。
	人々の意識、行動、情報、サービスといった「ソフト面」にこそ、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）の理念を浸透させることが不可欠です。障がいのあるなしや年齢、国籍などに関わらず、だれもが尊重され、円滑なコミュニケーションと適切なサービスを受けられる社会を実現するため事業を推進します。

（２）自由に移動できるまちづくりの促進

取り組み	内容
①障がいのある人の移動支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、日常生活に不可欠な移動にかかる経済的負担の軽減を図ります。また、対象となる人が制度を円滑に利用できるよう、関係機関と連携し、制度の周知等に努めます。
	障がいを理由に外出を諦めることがないよう、一人ひとりのニーズに応じた多様な移動支援サービスを充実させます

（３）防災、緊急時の支援の充実

取り組み	内容
①災害時の支援体制に関する理解促進	市民の防災意識の向上と、災害時に障がいのある人や高齢者等が、近隣住民とともに安心して避難できるような地域支援体制をめざして、住民自治協議会や自主防災組織への出前講座を行います。
②地域と連携した迅速・安全な避難体制づくりの支援	避難行動要支援者名簿を整備・活用するとともに、個別避難計画の作成支援を住民自治協議会や福祉事業所に委託して実施します。
③障がいのある人が安心して避難できる体制の整備	災害時に障がいのある方やそのご家族が最も困難な状況に置かれることを防ぐため、単に「避難できる」だけでなく、避難先で「尊厳を持って、安心して過ごせる」ことを最重要課題と捉えます。そのために、防災担当部局や地域の関係機関と緊密に連携し、障がいへの基本的な理解と介助方法を学んだ市民ボランティアを養成を強力に推進します。
	障がいのある人などが安心して避難できる避難所づくりを目指し、防災訓練を通して市民が協力して自主運営できるように取り組みます。
	市は市内に福祉施設を有する法人と連携し、福祉避難所に係る協定を締結しています。これに基づき、伊賀市社会福祉法人連絡会と連携して福祉避難所の質の向上を図るため、開設訓練や啓発などを実施します。
	地域において地域防災計画を策定する際に、個別避難計画や三重県避難所運営マニュアル策定指針の内容が反映されるような取組みを推進します。

（４）防犯に関する支援

取り組み	内容
①障がいのある人に対する犯罪の防止･早期発見	障がいのある人は、その特性から犯罪の標的とされやすく、また被害に遭っても声を上げにくい状況に置かれることがあります。障がいのある人自身が犯罪から身を守る力を高めるとともに、地域社会全体で見守り、支える体制を構築することで、犯罪の未然防止と被害の早期発見を目指します。
	警察や地域、庁内各課と連携し、特殊詐欺・悪質商法等に関する出前講座の活用を促進します。要望に応じた講座を積極的に実施することで、障がいのある人やその家族の防犯意識を高め、被害の未然防止を図ります。
②防犯に関する支援	障がいのある人自身または周囲の人が、その人の状況に応じて最適な方法で助けを求められるよう、多様な連絡手段の存在と使い方を確実に「届け、伝える」ための事業に取り組むとともに、警察署・消防署が実施するウェブ 110 番やＮＥＴ119 等の周知に取り組みます。
	障がいのある人が日々を過ごす福祉施設は、最も安全であるべき場所です。利用者と職員の生命と安全を外部の脅威から守るため、各施設の自主的な防犯体制の整備をハード・ソフトの両面から強力に支援し、市全体の安全水準の向上を図ります。

資料編

1　伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例

平成31年3月25日条例第1号

（設置）

第1条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づき、本市の障がい者のための施策に関する基本的な方針である伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、市長からの諮問に応じて、計画の策定について調査、審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条　委員会は、委員25人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

（1）学識経験者

（2）障がい者団体を代表する者

（3）福祉関係者

（4）保健・医療関係者

（5）学校教育関係者

（6）就労関係機関に従事する者

（7）人権関係団体を代表する者

（8）市民から公募した者

（9）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2　前項の規定にかかわらず、任期内であっても、その職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

3　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3　委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（専門部会）

第7条　委員会に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

（事務局）

第8条　委員会の事務局は、健康福祉部障がい福祉課に置く。

（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2　伊賀市障がい者福祉計画策定委員名簿

	区　分	所　　属	氏　名
1	学識経験者	学識経験者	榎本　悠孝
2	障がい当事者・障がい者団体	伊賀市障害者福祉連盟(身体)	山本　智映子
3		伊賀市障害者福祉連盟（知的）	吉輪　康一
4		伊賀市障害者福祉連盟（知的）	竹島　和実
5	福祉関係者	伊賀市民生委員児童委員連合会　代表	松尾　明彦
6		社会福祉法人　伊賀市社会福祉協議会　代表	寺田　浩和
7		社会福祉法人　伊賀市社会事業協会　代表	中村　倫
8		社会福祉法人　維雅幸育会　代表	水谷　展子
9		社会福祉法人　洗心福祉会　代表	中島　悟
10		社会福祉法人　伊賀昴会　代表	中野　暢介
11		社会福祉法人　名張育成会　代表	松原　史佳
12	保健医療関係者	伊賀医師会　代表	滝井　昇
13		伊賀保健所　代表	川瀬　尚俊
14		上野病院　代表	藤岡　敏明
15	学校教育関係者	三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園　代表	前期：恒岡　奈緒子 後期：傳道　政男
16		三重県特別支援教育連携協議会　代表	前期：澤村　裕子 後期：姫野　武
17	就労関係者	伊賀公共職業安定所　代表	市村　京子
18		伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター　代表	中島　美佳
19	人権関係者	部落解放同盟　伊賀市協議会　　代表	松村　元樹
20	市民代表	公募委員	城島　慎子
21	その他市長が必要と認めるもの	ピアサポーター（精神）	松井　虹児
22		三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園保護者会　代表	前期：笹尾　真緒 後期：倉下　知誉子

※任期：R7.8.1 から R9.3.31（前期：R7.8.1 から R8.3.31　後期 R8.4.1 から R9.3.31）

3　伊賀市障がい者福祉計画庁内推進会議設置要綱

平成23年6月1日訓令第24号

（設置）

第1条　伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進等に際し庁内等の連携を図るため、伊賀市障がい者福祉計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）　計画の策定に関し必要な調査検討を行い、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会に報告すること。

（2）　計画の推進及び達成状況に関し必要な調査検討を行い、伊賀市障がい者地域自立支援協議会に報告すること。

（3）　前2号に掲げるもののほか、計画に係る事項に関すること。

（組織）

第3条　推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2　委員長は健康福祉部長を、副委員長は健康福祉部次長（医療福祉健康担当）を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3　委員長は、推進会議を総括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条　推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2　委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者に推進会議の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（プロジェクトチーム）

第5条　推進会議が所掌する事務について調査研究及び支援をするため、プロジェクトチームを設置する。

2　プロジェクトチームは、別表第2に掲げる部署の担当職員をもって構成する。

3　プロジェクトチームにリーダーを置き、委員長がこれを指名する。

4　プロジェクトチームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、議長となる。

5 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの構成員以外の者にプロジェクトチームの会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 リーダーは、プロジェクトチームの会議の結果を推進会議に報告しなければならない。

（協力要請）

第6条 委員長は、推進会議の職務遂行上必要があると認めるときは、関係機関に対し資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

（庶務）

第7条 推進会議及びプロジェクトチームの庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及びプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日訓令第22号）

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第20号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第20号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第19号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第23号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日訓令第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月22日訓令第63号）

この訓令は、令和2年7月22日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第37号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和4年4月1日訓令第57号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和6年4月1日訓令第24号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附　則（令和7年4月1日訓令第48号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附　則（令和8年4月1日訓令第65号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

部局名	職名
防災危機対策局	防災危機対策局次長
地域力創造部	文化振興課長
人権生活環境部	人権政策課長
	多文化共生課長
健康福祉部	医療福祉政策課長
	障がい福祉課長
	生活支援課長
	こども政策課長
	こどもの育ち支援課長
	保育幼稚園課長
	介護高齢福祉課長
	地域包括支援センター所長
産業農林部	産業政策課長
教育委員会事務局	学校教育課長

別表第2（第5条関係）

部署名	
防災危機対策局	
地域力創造部	文化振興課
人権生活環境部	人権政策課
	多文化共生課
健康福祉部	医療福祉政策課
	障がい福祉課
	生活支援課
	こども政策課
	こどもの育ち支援課
	保育幼稚園課
	介護高齢福祉課
	地域包括支援センター
産業農林部	産業政策課
教育委員会事務局	学校教育課

4　計画の策定経過

日　程	取組事項等	備　考
2025（令和７）年度		
６月２日	第１回　庁内推進会議	第５次障がい者福祉計画策定スケジュール及び意識調査（アンケート）案について
10 月 14 日	第１回　策定委員会	第５次障がい者福祉計画策定スケジュール及び意識調査（アンケート）内容の検討
11 月 19 日～ 12 月 5 日	意識調査（アンケート）実施	３種類（障がい者・障がい児・市民）、市政モニター（e モニター）、事業所アンケート
1 月 27 日	第２回　策定委員会	アンケート速報報告、課題の抽出検討等
２月９日	第２回　庁内推進会議	アンケート速報報告、課題の抽出検討等
1 月 30 日～ ２月 20 日	事業所用アンケート実施	市内障害福祉サービス事業者
	団体ヒアリング実施	障がい者団体からのヒアリング
2026（令和８）年度		
５月 26 日	第１回　策定委員会	計画骨子案の検討
６月 10 日	第１回　庁内推進会議	計画骨子等について
８月３日	第２回　庁内推進会議（書面）	計画中間案の検討等
９月 25 日	第４回　策定委員会	計画中間案の検討等
（案）10 月６日	庁議	計画中間案の報告
（案）10 月 20 日	議員全員協議会	計画中間案の報告
（案）10 月 20 日	パブリックコメント募集	10 月 25 日から 11 月 24 日まで
（案）11 月	第３回　庁内推進会議	計画最終案の検討等
（案）12 月	第５回　策定委員会	計画最終案の検討等
（案）12 月	市長に計画（最終案）を答申	

5　策定委員会の経過

回	日　程	会　場	内　　容
	2025（令和７）年８月１日		伊賀市障がい者福祉計画策定委員委嘱 任期：2025（令和７）年８月１日から 2027（令和９）年３月 31 日まで
1	2025（令和７）年 10 月 14 日（火）	伊賀市役所 202・203 会議室	○市長から計画の策定を諮問 １　障がい者福祉計画策定について ２　策定のための意識調査（アンケート） ３　その他
2	2026（令和８）年１月 27 日（火）	伊賀市役所 501 会議室	１　アンケート調査の結果報告について ２　アンケート結果から見える今後の課題について ３　その他
3	2026（令和８）年５月 26 日（火）	伊賀市役所 202・203 会議室	１　事業所アンケートについて ２　障がい者福祉計画骨子案について （１）計画目標別の課題について （２）計画骨子（案）について ３　その他
4	2026（令和８）年９月 25 日（金）	伊賀市役所 501 会議室	１　第５次伊賀市障がい者福祉計画中間案について ２　その他
5	（案）12 月	未定	１　障がい者福祉計画中間案に対するパブリックコメント集約結果 ２　第４次伊賀市障がい者福祉計画最終案について ３　その他

6 用語解説

あ行
か行
さ行
た行
な行
は行
ま行
や行

7　障がい者関係マークの種類



■国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

■視覚に障がいのある人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。



■身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



■聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



■耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。



■オストメイトマーク

　オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。

　このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。

　このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。



■ハート・プラスマーク

　「身体内部に障がいがある人」を表しています。

　身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。

　内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

　このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。



■ほじょ犬マーク

　身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。

　身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

　補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。



■ヘルプマーク

　義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。

　ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

第５次伊賀市障がい者福祉計画
発行日　　年　　月
発行　　伊賀市
編集　　伊賀市　健康福祉部　障がい福祉課
住所　　〒518-8501　　三重県伊賀市四十九町 3184 番地
連絡先　　ＴＥＬ：0595-22-9657
ＦＡＸ：0595-22-9662
E-mail：shougai@city.iga.lg.jp
ＵＲＬ：https://www.city.iga.lg.jp